

輸出物品販売場制度に関するQ & A

平成30年6月  
国税庁消費税室

## 凡例

文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりである。

消法	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）
消令	消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）
新消令	消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 135 号）において平成 30 年 7 月 1 日までを施行日とする改正後の消費税法施行令
消規則	消費税法施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 53 号）
改正規則	消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年財務省令第 20 号）
消基通	消費税法基本通達（平成 7 年 12 月 25 日付課消 2-25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）

※ 平成 31 年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

### 【参考】

平成 32 年（2020 年）4 月 1 日から、外国人旅行者の利便性の向上及び輸出物品販売場を経営する事業者の免税販売手続の効率化を図り、外国人旅行消費のより一層の活性化と地方も含めた免税店数の更なる増加を図る観点から、免税販売手続（購入記録票の提出等）が電子化されます。

免税販売手続の電子化の内容等については、

- ・ 輸出物品販売場制度の免税販売手続電子化に関する Q & A
- ・ リーフレット「免税販売手続が電子化されます」

をご覧ください。

## 《 目 次 》

### I 輸出物品販売場制度の概要等

#### 1 輸出物品販売場制度の概要

(輸出物品販売場制度の概要)

問 1 輸出物品販売場制度の概要を教えてください。…………… 1

(輸出物品販売場の種類)

問 2 輸出物品販売場には、どのような種類がありますか。…………… 1

#### 2 免税販売の対象となる者

(非居住者の意義)

問 3 「非居住者」とはどのような者をいうのですか。…………… 2

(非居住者であることの確認)

問 4 旅券に上陸許可の証印が押印されておらず、非居住者であるかどうかを確認できない場合でも、免税販売することはできますか。…………… 2

#### 3 免税販売の対象となる物品

(免税対象物品)

問 5 免税販売の対象となる物品について教えてください。…………… 4

(事業用のための購入)

問 6 輸出物品販売場において、外国人事業者に対して免税販売することはできますか。…………… 4

(消耗品の範囲)

問 7 「消耗品」とはどのようなものをいうのですか。…………… 5

(一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合)

問 8 一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合には、当該資産を消耗品として免税販売の手続を行うとのことですが、この「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」とは、どのような場合をいうのですか。…………… 5

(免税で購入した消耗品を国内において消費した場合)

問 9 非居住者が免税で購入した消耗品を国内において消費してしまった場合、どうなりますか。…………… 6

(免税対象金額の判定)

問 10 当社が経営する輸出物品販売場では、一般物品と消耗品の両方を取り扱っていますが、免税対象金額の判定はどのように行うのですか。…………… 6

(消耗品の販売価額の合計額が 50 万円を超える場合)

問 11 消耗品については、同一の非居住者に対する同一店舗における 1 日の販売価額の合計額が 5 千円以上 50 万円以下の範囲内のものが免税販売の対象となると

のことですが、販売価額の合計額が50万円を超える場合の取扱いを教えてください。…………… 7

(平成30年7月1日以後、一般物品を指定された方法により包装して免税販売する場合の免税販売金額の判定)

問12 平成30年7月1日以後、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装することで、当該一般物品について他の消耗品と合算して免税販売金額の判定を行うことができるとのことですが、具体的にはどのように行うのですか。… 8

#### 4 輸出物品販売場に異動があった場合の手続等

(輸出物品販売場を移転した場合)

問13 輸出物品販売場としての許可を受けた販売場を移転しましたが、どのような手続が必要ですか。…………… 10

(本店所在地を移転した場合)

問14 当社は、輸出物品販売場としての許可を受けた販売場を運営していますが、この度、本社ビルの移転に伴い本店所在地が変更となりました。この場合にはどのような手続が必要ですか。なお、輸出物品販売場としての許可を受けた販売場の移転はありません。…………… 10

(輸出物品販売場の住居表示の変更があった場合)

問15 輸出物品販売場としての許可を受けた販売場の住居表示が変更になりますが、どのような手続が必要ですか。…………… 10

(吸収合併があった場合)

問16 当社は、輸出物品販売場を運営する法人を吸収合併し、その法人が運営していた輸出物品販売場を引き継ぐ予定です。この場合には、どのような手続が必要ですか。…………… 11

(営業譲渡があった場合)

問17 当社は、輸出物品販売場としての許可を受けている販売場を運営しています。この度、その販売場の営業に係る事業を他社に譲渡することとなりましたが、どのような手続が必要ですか。…………… 11

(相続があった場合)

問18 私は、輸出物品販売場としての許可を受けている販売場を相続によって父から承継しましたが、どのような手続が必要ですか。…………… 12

(輸出物品販売場を廃止する場合)

問19 私は、輸出物品販売場としての許可を受けている店舗を運営していますが、この度、その店舗を閉鎖することになりました。この場合、どのような手続が必要ですか。…………… 12

(消費税の免税事業者の場合)

問20 私は、個人でアクセサリショップを運営する消費税の免税事業者です。当店には外国人旅行者の来客が多いのですが、輸出物品販売場としての許可を受けることはできますか。…………… 12

## II 一般型輸出物品販売場制度

### 1 一般型輸出物品販売場の許可申請手続・要件等

(一般型輸出物品販売場の許可申請手続)

問 21 一般型輸出物品販売場の許可申請手続について教えてください。…………… 13

(一般型輸出物品販売場の許可要件)

問 22 一般型輸出物品販売場の許可を受けるための要件について教えてください。… 14

(複数の一般型輸出物品販売場に係る許可申請)

問 23 当社は、衣料品店を経営しており、販売場が5店舗あります。この5店舗について、一般型輸出物品販売場としての許可を受けたいのですが、申請方法を教えてください。…………… 15

### 2 免税販売の方法

(免税販売の方法)

問 24 一般型輸出物品販売場における免税販売の方法について教えてください。………… 16

(購入記録票等に記載すべき事項)

問 25 購入記録票及び購入者誓約書に記載すべき事項は具体的にはどのようなものですか。…………… 19

(明細書等を購入記録票等に貼付し割印をした場合の記載事項の省略)

問 26 購入者に対して交付する領収書の写しを購入記録票等に貼り付けた場合には、購入記録票等への記載を省略できるとのことですが、その詳細について教えてください。…………… 20

(船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合の「旅券等の番号」の記載)

問 27 非居住者から船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合、購入記録票等へ記載する「旅券等の番号」については、旅券(パスポート)の番号の記載でもよいとのことですが、その概要について教えてください。…………… 20

(購入記録票の大きさ)

問 28 購入記録票については、法令に定められた事項が記載された書類であればよいとのことですが、どのような大きさでもよいのですか。…………… 21

(一般物品と消耗品を譲渡する場合の購入記録票等の作成方法)

問 29 同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して一般物品と消耗品を譲渡する場合の購入記録票の作成方法について教えてください。… 21

(一般物品を消耗品として免税販売する場合における購入記録票の記載方法)

問 30 一般物品を消耗品として免税販売する場合、購入記録票はどのように記載を行えばよいか教えてください。…………… 22

(包装の方法)

問 31 消耗品を免税で販売するには、指定された方法により包装する必要があるとのことですが、具体的にどのように行うのですか。…………… 22

(包装材の購入先)	
問 32 消耗品の免税販売の際に行う包装に使用する袋や箱はどこで購入できますか。	23
(包装材の仕様が要件を満たしているかどうかの確認)	
問 33 消耗品の免税販売の際に必要な包装材の仕様が要件を満たすものであるかどうかは、どのように確認すればよいですか。	23
(購入者誓約書の電磁的記録による提供)	
問 34 非居住者が輸出物品販売場に提出する購入者誓約書について、電磁的記録の提供により行うことができるのとことですが、その概要について教えてください。	
また、輸出物品販売場においては提供を受けた電磁的記録を保存することができるのとことですが、その概要について教えてください。	24
(購入者誓約書の電磁的記録による保存)	
問 35 非居住者から提供された購入者誓約書の電磁的記録について、輸出物品販売場においてはどのように保存する必要がありますか。	25
(旅券等の写しの電磁的記録による提供・保存)	
問 36 非居住者が、同一の輸出物品販売場において、同一の日に購入する一般物品の購入額の合計が100万円を超える場合には、非居住者は旅券等の写しを当該輸出物品販売場を運営する事業者に提出することとされています。この場合、旅券等の写しの提出は、電磁的記録の提供により代えることができるとされていますが、その詳細について教えてください。	26
(免税販売物品の返品についての取扱い)	
問 37 当社は、輸出物品販売場としての許可を受けた販売場を運営していますが、非居住者に免税販売した物品の返品を受けた場合には、旅券等に貼り付けた購入記録票はどのように処理すればよいですか。	27
<b>3 免税対象物品を海外へ直送する場合の免税販売手続</b>	
(免税対象物品を海外へ直送する場合の手続)	
問 38 非居住者が一般型輸出物品販売場において免税対象物品を購入し、その販売場から当該物品を海外へ直送する場合の手続について教えてください。	28
(運送契約書等に記載すべき事項)	
問 39 運送契約書等の記載事項は具体的にはどのようなものですか。	30
(免税対象物品の一部を海外へ直送する場合の免税対象金額の判定)	
問 40 非居住者に販売する免税対象物品のうち一部を海外へ直送し、一部は非居住者が携帯して輸出する場合、免税販売の対象となる金額の判定は、海外へ直送する物品と非居住者が携帯して輸出する物品のそれぞれで行うのですか。	30
(購入記録票等に貼り付ける明細書等)	
問 41 購入記録票等への所定の記載事項の記載に代えて、レシートの写しを購入記録票等に貼り付けることとしていますが、当該レシートの写しに海外へ直送する免税対象物品と非居住者が携帯して輸出する免税対象物品のそれぞれの品名及び金額が記載されている場合には、海外へ直送する物品であるか非居住者が	

携帯して輸出する物品であるかを明らかにしておく必要がありますか。……………	31
(海外へ直送する場合の旅券等の写しの保存)	
問 42 非居住者に免税販売する一般物品の販売価額(税抜)の合計額が100万円を超えます。販売する一般物品は全て海外へ直送しますが、当該一般物品を購入した非居住者から旅券等の写しの提出を受けて保存する必要がありますか。……………	32
<b>Ⅲ 手続委託型輸出物品販売場制度</b>	
1 手続委託型輸出物品販売場制度の概要	
(手続委託型輸出物品販売場制度の概要)	
問 43 手続委託型輸出物品販売場制度の概要を教えてください。……………	33
(特定商業施設の意義)	
問 44 「特定商業施設」について教えてください。……………	34
(商店街振興組合の定款に定められた地区)	
問 45 特定商業施設となる「商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区」について教えてください。……………	34
(事業協同組合における一の商店街が形成されている地域)	
問 46 特定商業施設となる「中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域」について教えてください。……………	35
(大規模小売店舗)	
問 47 特定商業施設となる「大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗」について教えてください。……………	35
(一棟の建物)	
問 48 特定商業施設となる「一棟の建物」について教えてください。……………	35
(隣接する商店街の地区等)	
問 49 隣接する商店街の地区等を一の特定商業施設とすることができる「当該地区等に隣接する他の地区等」について教えてください。……………	36
(近接する商店街の地区等)	
問 50 近接する商店街の地区等を一の特定商業施設とすることができる「当該地区等を管轄する税務署の管轄区域内に所在し、かつ、当該地区等に近接している他の地区等」について教えてください。……………	36
2 手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続・要件等	
(手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続)	
問 51 手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続について教えてください。……………	37

(免税販売手続の代理を行う事業者が承認免税手続事業者として承認申請中である場合の手続委託型輸出物品販売場の許可申請)	
問 52 当社が経営する販売場について、手続委託型輸出物品販売場としての許可を受けたいのですが、現在、この販売場の免税販売手続の代理を行う予定の事業者が「承認免税手続事業者」として承認申請中です。この場合であっても、「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」を提出して手続委託型輸出物品販売場の許可申請を行うことはできますか。 ……	39
(手続委託型輸出物品販売場の許可要件)	
問 53 手続委託型輸出物品販売場の許可を受けるための要件について教えてください。 ……	40
(免税販売手続の代理に関する契約)	
問 54 手続委託型輸出物品販売場の許可要件とされている「免税販売手続の代理に関する契約」について教えてください。 ……	41
(物品が同一であることの確認措置等)	
問 55 手続委託型輸出物品販売場の許可要件とされている「当該販売場において譲渡した物品と当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること」及び「当該販売場において譲渡した物品に係る免税販売手続につき、必要な情報を共有するための措置が講じられていること」について教えてください。 ……	41
(一般型輸出物品販売場から手続委託型輸出物品販売場への変更)	
問 56 一般型輸出物品販売場としての許可を受けている販売場から手続委託型輸出物品販売場に変更したいと考えていますが、この場合の手続について教えてください。 ……	42
(承認免税手続事業者の変更)	
問 57 当社は、手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者ですが、今般、この販売場において免税販売手続の代理を行う承認免税手続事業者が他の事業者に変更となる予定です。この場合の当社の手続を教えてください。 ……	43
<b>3 承認免税手続事業者の承認申請手続・要件等</b>	
(承認免税手続事業者の承認申請手続)	
問 58 承認免税手続事業者の承認申請手続について教えてください。 ……	44
(承認免税手続事業者の承認要件)	
問 59 承認免税手続事業者の承認を受けるための要件について教えてください。 ……	45
(一般型輸出物品販売場と承認免税手続事業者の兼務)	
問 60 一の特定商業施設内で一般型輸出物品販売場を経営する事業者ですが、この販売場で承認免税手続事業者となって他の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続の代理を行うことはできますか。 ……	46
(特定商業施設内で免税手続カウンターを移転、新たに設置又は一部廃止した場合)	
問 61 当社は、免税手続カウンターを運営する承認免税手続事業者ですが、特定商業施設内で免税手続カウンターの設置場所を移転する予定です。この場合の手続について教えてください。 ……	46

## 4 免税販売手続

(承認免税手続事業者が行う免税販売手続)

- 問 62 承認免税手続事業者が免税手続カウンターにおいて行う免税販売手続について教えてください。…………… 47

(免税販売手続に関する記録の保存)

- 問 63 承認免税手続事業者は、免税販売手続の代理を行う手続委託型輸出物品販売場ごとに、免税販売手続に関し作成した記録を保存しなければならないとありますが、具体的にはどのような記録をどれくらいの期間保存する必要がありますか。…………… 49

(免税手続カウンターにおける手続等の特例)

- 問 64 手続委託型輸出物品販売場制度において、その物品の販売価額（税抜）の合計額が免税販売の対象となる下限額以上かどうかの判定に係る特例があるとのことですが、その概要について教えてください。…………… 49

(免税手続カウンターにおける消耗品の上限額の判定)

- 問 65 複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額を合算して免税販売の対象となる下限額以上かどうかの判定を行った結果、消耗品の販売価額（税抜）の合計額の合算後の額が 50 万円を超えることとなった場合、この消耗品の販売は免税対象とならないのですか。…………… 50

(複数の手続委託型輸出物品販売場における一般物品の合算金額が 100 万円を超える場合)

- 問 66 複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額を合算した結果、同一の日における同一の非居住者に対する一般物品の販売価額（税抜）の合計額の合算後の額が 100 万円を超えた場合、販売場を営営する事業者において旅券等の写しを保存しなければならないのですか。…………… 51

(一般型輸出物品販売場で譲渡した物品に係る手続等の特例)

- 問 67 一般型輸出物品販売場を営営する事業者ですが、この販売場で、承認免税手続事業者として他の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続も代理していません。この一般型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額と他の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額とを合算して、その物品が免税販売の対象となる下限額以上かどうかの判定を行うことはできますか。…………… 52

(合算する場合の購入記録票等の記載事項)

- 問 68 免税手続カウンターにおいて、複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額を合算することとしていますが、その際に作成する購入記録票等には、合算後の額を記載するのですか。…………… 53

## 5 免税対象物品を免税手続カウンターに引き渡し海外へ直送する場合

(免税対象物品を免税手続カウンターに引き渡し海外へ直送する場合)

- 問 69 免税手続カウンターで免税販売手続を行い、その場で免税対象物品を引き渡し海外へ直送する場合の手続を教えてください。…………… 54

(運送契約書の作成単位)

問 70 免税手続カウンターにおいて、免税販売手続を代理する手続委託型輸出品販売場ごとに購入記録票を作成していますが、非居住者が購入した免税対象物品を海外へ直送する場合の運送契約書については、送付先が一箇所であることから、当該販売場ごとに作成せず、一の運送契約書としてよいでしょうか。…… 55

(免税手続カウンターにおいて合算する場合の記載金額)

問 71 免税手続カウンターにおいて、免税販売手続を代理する各手続委託型輸出品販売場の販売価額(税抜)の合計額を合算して、免税販売の対象となる購入下限額以上かどうかを判定しています。  
免税対象物品の一部を海外へ直送し、一部は非居住者が携帯して輸出する場合、運送契約書等及び購入記録票等への金額の記載は、それぞれどのようにすればよいのでしょうか。…… 56

## 6 商店街の地区等に所在する大規模小売店舗内の販売場に係る特例

(商店街の地区等に所在する大規模小売店舗内の販売場に係る特例)

問 72 商店街に所在する大規模小売店舗の設置者が、その商店街に係る商店街振興組合等の組合員である場合、当該大規模小売店舗内の販売場は、当該商店街内の免税手続カウンターを利用できるとのことですが、その概要について教えてください。…… 58

(商店街の地区等に所在する販売場とみなす場合の手続委託型輸出品販売場の許可申請手続)

問 73 当社は、商店街振興組合の組合員が設置する大規模小売店舗内で販売場を経営しています。今般、当該販売場について、商店街の販売場と共同で免税手続カウンターを利用するために手続委託型輸出品販売場の許可を受けようと考えていますが、必要な手続について教えてください。  
なお、当社は当該商店街振興組合の組合員ではありません。…… 59

(免税手続カウンターに係る特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する場合の承認免税手続事業者の承認申請手続)

問 74 当社は、商店街の地区等に所在する大規模小売店舗内に免税手続カウンターを設置し、当該大規模小売店舗内の手続委託型輸出品販売場の免税販売手続を代理している承認免税手続事業者です。  
今般、当該商店街内の販売場の免税販売手続も代理し、当該大規模小売店舗内の販売場と当該商店街内の販売場の免税販売手続を併せて当該免税手続カウンターにおいて行いたいと考えていますが、必要な手続について教えてください。  
なお、当該大規模小売店舗の設置者は商店街振興組合の組合員です。…… 60

(大規模小売店舗内の手続委託型輸出品販売場の手続)

問 75 当社は、大規模小売店舗内で手続委託型輸出品販売場を経営する事業者です。今般、免税販売手続を代理させている承認免税手続事業者から、「免税手続カウンターに係る特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する」旨の連絡がありましたが、この場合、当社はどのような手続が必要ですか。…… 62

#### IV 事前承認港湾施設に係る臨時販売場制度

(事前承認港湾施設に係る臨時販売場制度)

問 76 事前承認港湾施設に係る臨時販売場制度の概要を教えてください。…………… 64

(事前承認港湾施設の承認対象となる港湾施設)

問 77 事前承認港湾施設の承認対象となる「港湾施設」について教えてください。… 64

(事前承認港湾施設の承認申請手続)

問 78 事前承認港湾施設の承認申請手続について教えてください。…………… 65

(事前承認港湾施設の承認要件)

問 79 事前承認港湾施設の承認を受けるための要件について教えてください。…………… 66

(手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者に係る事前承認港湾施設の承認)

問 80 当社は、手続委託型輸出物品販売場として許可を受けた販売場を経営して  
いますが、事前承認港湾施設の承認申請を行うことはできますか。…………… 67

(臨時販売場の届出)

問 81 臨時販売場の届出手続について教えてください。…………… 67

(臨時販売場の変更届出)

問 82 既に届出を行った臨時販売場の設置場所又は設置期間が変更となった場合、  
再度、届出を行う必要がありますか。…………… 68

## I 輸出物品販売場制度の概要等

### 1 輸出物品販売場制度の概要

(輸出物品販売場制度の概要)

問1 輸出物品販売場制度の概要を教えてください。

【答】

「輸出物品販売場制度」とは、輸出物品販売場（免税店）を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して、その輸出物品販売場において、免税対象物品（問5参照）を一定の方法で販売する場合に、消費税が免除される制度です（消法8①、消令18①）。

なお、輸出物品販売場を開設しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）は、その販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります（消法8⑥、消令18の2①）。

(輸出物品販売場の種類)

問2 輸出物品販売場には、どのような種類がありますか。

【答】

輸出物品販売場には、次の種類があります。

① 一般型輸出物品販売場

その販売場を経営する事業者がその販売場においてのみ免税販売手続を行う輸出物品販売場をいいます（消令18の2②一）。

② 手続委託型輸出物品販売場

その販売場が所在する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者が、免税販売手続を代理して行う輸出物品販売場をいいます（消令18の2②二）。

また、上記のほか、外航クルーズ船等が寄港する港湾の港湾施設内に、場所及び期限を定めて臨時の販売場を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）が、事前に所轄税務署長の承認を受けるなど一定の要件を満たす場合に、当該販売場で免税販売を行うことができる臨時販売場の制度があります（消法8⑧⑨）。

この制度の詳細は、「IV 事前承認港湾施設に係る臨時販売場制度」（問76～82）をご参照ください。

## 2 免税販売の対象となる者

(非居住者の意義)

問3 「非居住者」とはどのような者をいうのですか。

【答】

輸出品販売場での免税販売は、外国人旅行者などの「非居住者」に対する販売に限られます（消法8①）。

ここでいう「非居住者」とは、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する者をいい、具体的には、次のとおりです。

外国人	非居住者	① 外国人は原則として非居住者として取り扱われます。 ② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
	居住者	① 本邦内にある事務所に勤務する者 ② 本邦に入学後6か月以上経過するに至った者
本邦人	非居住者	① 外国にある事務所（本邦法人の海外支店等、現地法人、駐在員事務所及び国際機関を含む。）に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ② 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③ ①及び②に掲げる者のほか、本邦出国後、外国に2年以上滞在するに至った者 ④ ①から③までに掲げる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が6か月未満の者
	居住者	① 本邦人は、原則として居住者として取り扱われます。 ② 本邦の在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は、居住者として取り扱われます。

(注) 居住者又は非居住者と同居し、かつ、その生計費が専らその居住者又は非居住者に負担されている家族については、その居住者又は非居住者の居住性の判定に従うこととなります。

(非居住者であることの確認)

問4 旅券に上陸許可の証印が押印されておらず、非居住者であるかどうかを確認できない場合でも、免税販売することはできますか。

【答】

輸出品販売場で免税販売を行う場合には、旅券等により購入者が非居住者であることを確認しなければなりません。

したがって、旅券に上陸許可の証印が押印されていないことにより、非居住者であることが確認できない場合には、免税販売することはできません。

なお、外国人ビジネスマン等がトラステイド・トラベラー・プログラムを利用して入国した場合にも、旅券には上陸許可の証印の押印が省略されますが、このプログラムを利用している外国人ビジネスマン等には特定登録者カードが交付されており、この特定登録者カード

に在留資格及び上陸年月日が記載されます。

そのため、これら外国人ビジネスマン等については、旅券と特定登録者カードの提示を受けることで、非居住者であることの確認をすれば、免税販売することは可能です。

(参考)

1 日本人及び日本の在留資格を有する外国人（再入国許可を有する者に限ります。）については、所定の登録手続（指紋情報の提供等）をすれば、空港（成田、羽田、中部、関西）における入国審査時に入国審査官から証印を受けることなく自動化ゲートを通じて出入国ができることとされており、出入国手続の簡素化・迅速化が図られています。自動化ゲートを利用して入国する場合、旅券に入国の証印が押されないため、輸出物品販売場において非居住者であることが確認できない場合があります。

なお、輸出物品販売場のご利用をお考えの方は、自動化ゲートを通過する際に、証印が必要な旨を入国管理局の職員に申し出ることによって、証印を受けることができることとなっています。

自動化ゲートの運用の詳細については、次のサイトでご確認ください。

○ 法務省ホームページ「自動化ゲート利用者案内ページ」

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00111.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00111.html)

2 トラストイド・トラベラー・プログラムを利用して入国する場合の証印等について  
トラストイド・トラベラー・プログラムとは、商用、観光、親族訪問等の目的で本邦に短期間滞在するために入国する外国人ビジネスマン等のうち、一定の要件を満たす「信頼できる渡航者」と認められた外国人ビジネスマン等について、法務大臣が交付する「特定登録者カード」により、自動化ゲートの利用を可能とするものです。

トラストイド・トラベラー・プログラムを利用した場合、自動化ゲートを利用するので旅券に上陸許可の証印は押されませんが、特定登録者カードに在留資格等の入国記録が追記されます。

## 「特定登録者カード」サンプル

表面（横）



裏面（縦・拡大）

在留資格	Status	在留期間	許可年月日	在留期限	上陸港	
		Duration	Date of Permit	Until	Port of Landing	↑
短期滞在	Temporary Visitor	90days	01. APR. 2017	30. JUN. 2017	NARITA (1)	入国審査官
短期滞在	Temporary Visitor	90days	02. MAY. 2017	30. AUG. 2017	NARITA (2)	入国審査官
短期滞在	Temporary Visitor	90days	03. JUN. 2017	30. SEP. 2017	HANEDA	入国審査官

### 3 免税販売の対象となる物品

(免税対象物品)

問5 免税販売の対象となる物品について教えてください。

【答】

免税販売の対象となる物品（以下「免税対象物品」といいます。）は、輸出するために購入される物品のうち、通常生活の用に供する物品です。また、実際に免税販売の対象となるのは、その一般物品又は消耗品の区分に応じて、同一の非居住者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売価額(税抜)の合計額が次表の基準を満たすものとされています(消法8①、消令18①⑧)。

免税対象物品の区分	販売価額(税抜)の合計額
一般物品(家電、バッグ、衣料品等《消耗品以外のもの》)	5千円以上
消耗品(飲食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品)	5千円以上50万円以下

なお、事業用又は販売用として購入されることが明らかな物品は、通常生活の用に供する物品に該当しないため、免税対象物品に含まれません(非居住者が国外に所在する事業者の代理として、このような物品を購入する場合も同様です)。

また、「金又は白金の地金」は免税対象物品から除かれています(消令18①一)。

【平成30年7月1日以後に行う免税販売】

平成30年7月1日以後に行う免税販売について、一般物品と消耗品の販売価額(税抜)が5千円未満であったとしても、合計額が5千円以上であれば、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装(問31参照)することで、免税販売することができることとされました。この場合、当該一般物品は消耗品として取り扱うこととなります。

免税販売を行うことができる金額の判定等の詳細は、問12をご参照ください。

(事業用のための購入)

問6 輸出物品販売場において、外国人事業者に対して免税販売することはできますか。

【答】

輸出物品販売場における免税販売の対象となる物品は、通常生活の用に供する物品に限られますので(消令18①)、事業用又は販売用として購入されるものは、免税販売の対象となりません。

(注) 輸出物品販売場を経営する事業者自らが、外国人事業者の指定する国へ輸出する場合には、消費税法第7条の輸出免税の規定の適用を受けることができます。この場合には以下の証明書類等の保存が必要となります(消法7②、消基通7-2-23)。

- ① 輸出許可を受ける貨物の場合  
輸出許可書（税関長が証明した書類）
- ② 価額 20 万円超の資産を郵便物として輸出する場合  
輸出許可書（税関長が証明した書類）
- ③ 価額 20 万円以下の資産を郵便物として輸出する場合  
その事実を記載した帳簿又は書類

（消耗品の範囲）

問7 「消耗品」とはどのようなものをいうのですか。

【答】

消耗品とは、食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品をいいます（消令 18①二）。

なお、消耗品に該当するか一般物品（免税対象物品のうち消耗品以外のものをいいます。）に該当するかは、個々の物品の性質に応じて判断することとなります。

（一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合）

問8 一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合には、当該資産を消耗品として免税販売の手続を行うとのことですが、この「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」とは、どのような場合をいうのですか。

【答】

「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」とは、下記のように一般物品と消耗品とを組み合わせで一の商品としている場合をいい、この場合は消耗品として免税販売手続を行います（新消令 18⑤一、消基通 8-1-2 の 2）。

なお、一般物品の機能を発揮するために通常必要な消耗品が当該一般物品に付属されている場合は、「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」に該当せず、一的一般物品に該当し、この場合は一般物品として免税販売手続を行います。

【一般物品と消耗品とを組み合わせで一の商品としている場合の例】

（消耗品として免税販売手続を行います。）

- ・おもちゃ付き菓子
- ・ポーチ付き化粧品
- ・グラス付き飲料類

【一般物品の機能を発揮するために通常必要な消耗品が当該一般物品に付属されている場合の例】

(一般物品として免税販売手続を行います。)

- ・ 必要最小限の乾電池が付属された電化製品
- ・ インクカートリッジが装着された状態のプリンタ

(免税で購入した消耗品を国内において消費した場合)

問9 非居住者が免税で購入した消耗品を国内において消費してしまった場合、どうなりますか。

【答】

免税で購入した消耗品について、非居住者が国内において一部でも消費した場合には、購入者が、出国する際に免税購入物品を携帯していない（輸出しない）こととなりますので、出国時に、その出港地を所轄する税関長が、当該非居住者から、免除された消費税額に相当する消費税を徴収することとなります（消法8③、消基通8-1-3の2）。

(免税対象金額の判定)

問10 当社が経営する輸出物品販売場では、一般物品と消耗品の両方を取り扱っていますが、免税対象金額の判定はどのように行うのですか。

【答】

一般物品については、同一の輸出物品販売場において同一の日に同一の非居住者に対して販売した一般物品の販売価額（税抜）の合計額が5千円以上かどうか、また、消耗品については、同一の輸出物品販売場において同一の日に同一の非居住者に対して販売した消耗品の販売価額（税抜）の合計額が5千円以上50万円以下の範囲内であるかどうかをそれぞれ判定することとなります（消令18①⑧）。

なお、一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合（組み合わせ商品の場合。問8参照）には、消耗品として免税対象金額の判定を行うこととなります。

<具体例>

同一の輸出物品販売場において同一の日に同一の非居住者に対して販売した物品の販売価額（税抜）の内訳が一般物品4千円、消耗品6千円、合計1万円である場合

一般物品については、一般物品の販売価額（税抜）の合計額が5千円以上でないことから、免税対象となりません。

一方、消耗品については、消耗品の販売価額（税抜）の合計額が5千円以上であることから、免税対象となります。

【平成 30 年 7 月 1 日以後に行う免税販売】

平成 30 年 7 月 1 日以後に行う免税販売について、一般物品と消耗品の販売価額（税抜）が 5 千円未満であったとしても、合計額が 5 千円以上であれば、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装（問 31 参照）することで、免税販売することができることとされました。この場合、当該一般物品は消耗品として取り扱うこととなります（問 12 参照）。

したがって、具体例にある一般物品及び消耗品の販売価額（税抜）の合計額は 5 千円以上ですので、平成 30 年 7 月 1 日以後、4 千円（税抜）の一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装することで、当該一般物品及び消耗品を合わせて消耗品として免税販売することができます。

（消耗品の販売価額の合計額が 50 万円を超える場合）

問 11 消耗品については、同一の非居住者に対する同一店舗における 1 日の販売価額の合計額が 5 千円以上 50 万円以下の範囲内のものが免税販売の対象となることですが、販売価額の合計額が 50 万円を超える場合の取扱いを教えてください。

【答】

消耗品については、同一の非居住者に対する同一店舗における 1 日の販売価額（税抜）の合計額が 5 千円以上 50 万円以下の範囲内のものに限り免税販売の対象となりますが（消令 18①⑧）、販売価額（税抜）の合計額が 50 万円を超える場合の取扱いは、次のとおりとなります。

① 1 個 60 万円（税抜）の消耗品を販売する場合

この場合、消耗品の販売価額（税抜）が 50 万円を超えるため、1 個 60 万円の消耗品については、免税販売の対象となりません。

② 1 個 40 万円（税抜）の消耗品と 1 個 20 万円（税抜）の消耗品を販売する場合

この場合、消耗品の販売価額（税抜）の合計額が 50 万円を超えるため、1 個 40 万円の消耗品と 1 個 20 万円の消耗品のいずれか一方のみ、免税販売の対象となります。

③ 1 個 60 万円（税抜）の消耗品と 1 個 4 千円（税抜）の消耗品を販売する場合

この場合、1 個 60 万円の消耗品は、その販売価額（税抜）が 50 万円を超えているため、免税販売の対象となりません。

また、1 個 4 千円の消耗品は、その販売価額（税抜）が 5 千円以上でないため、免税販売の対象となりません。

④ 1 個 5 万円（税抜）の消耗品を 12 個販売する場合

この場合、1 個 5 万円の消耗品 10 個までは免税販売の対象となりますが、残りの 2 個については免税販売の対象となりません。

（注） 消耗品として取り扱う一般物品（問 12 参照）についても同様です。

(平成 30 年 7 月 1 日以後、一般物品を指定された方法により包装して免税販売する場合の免税販売金額の判定)

問 12 平成 30 年 7 月 1 日以後、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装することで、当該一般物品について他の消耗品と合算して免税販売金額の判定を行うことができるのですが、具体的にはどのように行うのですか。

【答】

平成 30 年 7 月 1 日以後、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装(問 31 参照)することで、当該一般物品を消耗品として免税対象金額の判定を行うことができます(新消令 18⑤二)。

具体的には、同一の輸出物品販売場において同一の日に同一の非居住者に対して販売する、「指定された方法により包装した一般物品」と「消耗品」の販売価額(税抜)の合計額が 5 千円以上 50 万円以下であるかどうかにより判定することとなります(消令 18①⑧)。

したがって、一般物品と消耗品のそれぞれの販売価額が 5 千円未満であったとしても、指定された方法により包装した一般物品と消耗品の合計額が 5 千円以上であれば、これらを合わせて消耗品として免税販売することができます。

この取扱いにより消耗品と合算する一般物品は、指定された方法により包装されていれば、必ずしも消耗品と一緒に包装する必要はありません。

(注 1) 一般物品を指定された方法により包装することとして、消耗品として販売するかどうかについては、輸出物品販売場を運営する個々の事業者の判断に委ねられています。

(注 2) この場合の包装することとした一般物品は、消耗品として取り扱われますので、その包装を開封せずに国外に持ち出す必要があります。

(注 3) 免税手続カウンターにおける免税販売の対象となる下限額以上かどうかの判定については問 64 をご参照ください。

<具体例(平成 30 年 7 月 1 日以後の免税販売)>

- ① 1 個 4 千円(税抜)の一般物品と 1 個 2 千円(税抜)の消耗品を免税販売する場合  
一般物品及び消耗品の双方が 5 千円未満ですが、一般物品と消耗品いずれも指定された方法により包装して一般物品を消耗品として販売することで、消耗品としての販売価額の合計額が 5 千円以上となることから、免税販売の対象となります。
- ② 1 個 2 千円(税抜)の一般物品と 1 個 7 千円(税抜)の消耗品を免税販売する場合  
一般物品は 5 千円未満ですが、一般物品と消耗品いずれも指定された方法により包装して、一般物品を消耗品として販売することで、消耗品としての販売額の合計額が 5 千円以上となることから、免税販売の対象となります。

③ 1個1万円（税抜）と1個2千円（税抜）の一般物品及び1個4千円（税抜）の消耗品を免税販売する場合

一般物品の合計額は5千円以上ですので免税販売の対象となりますが、消耗品は4千円ですので当該消耗品のみでは免税販売の対象とはなりません。しかしながら、1個1万円（税抜）の一般物品を一般物品として免税販売し、1個2千円（税抜）の一般物品と1個4千円（税抜）の消耗品を指定された方法により包装して、これらを消耗品として販売する場合、全ての商品を免税販売の対象とすることができます。

この場合、一般物品の販売価額（税抜）の合計は1万円、消耗品の販売価額（税抜）の合計は6千円となります。

なお、1個1万円（税抜）と1個2千円（税抜）の一般物品及び1個4千円（税抜）の消耗品のいずれも指定された方法により包装して、全て消耗品として免税販売の対象とすることもできます。

この場合、消耗品の販売価額（税抜）の合計は1万6千円となります。

#### 4 輸出物品販売場に異動があった場合の手続等

(輸出物品販売場を移転した場合)

問13 輸出物品販売場としての許可を受けた販売場を移転しましたが、どのような手続が必要ですか。

【答】

輸出物品販売場の許可を受けた販売場を移転する場合には、移転前の販売場についての許可の効力は移転後の販売場に及ばないため、移転前の輸出物品販売場について「輸出物品販売場廃止届出書」を提出するとともに、移転後の販売場について新たに輸出物品販売場の許可を受ける必要があります(消令18の2①②⑩、消規則10の3①、消基通8-2-1の2)。

ただし、手続委託型輸出物品販売場が、その所在する特定商業施設内でその販売場を移転する場合には、改めて輸出物品販売場の許可を受ける必要はありません。この場合、その移転する日の前日までに、「手続委託型輸出物品販売場移転届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(消令18の2③、消規則10③、消基通8-2-1の2)。

(本店所在地を移転した場合)

問14 当社は、輸出物品販売場としての許可を受けた販売場を運営していますが、この度、本社ビルの移転に伴い本店所在地が変更となりました。この場合にはどのような手続が必要ですか。なお、輸出物品販売場としての許可を受けた販売場の移転はありません。

【答】

一般型輸出物品販売場及び手続委託型輸出物品販売場のいずれの販売場を運営する場合においても、その販売場の移転がない場合には、輸出物品販売場についての手続は必要ありません。

(輸出物品販売場の住居表示の変更があった場合)

問15 輸出物品販売場としての許可を受けた販売場の住居表示が変更になりますが、どのような手続が必要ですか。

【答】

一般型輸出物品販売場及び手続委託型輸出物品販売場のいずれの販売場の住居表示が変更となった場合も、「消費税異動届出書」に変更内容を記載して、輸出物品販売場を運営する事業者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(吸収合併があった場合)

問16 当社は、輸出物品販売場を経営する法人を吸収合併し、その法人が経営していた輸出物品販売場を引き継ぐ予定です。この場合には、どのような手続が必要ですか。

【答】

輸出物品販売場とは、一定の要件を満たす課税事業者が経営する販売場で、事業者の納税地の所轄税務署長の許可を受けた販売場をいいます（消法8⑥）。

このため、輸出物品販売場を経営する事業者が異なることとなる場合には、改めて納税地の所轄税務署長の許可を受ける必要があります。

したがって、ご質問の場合、被合併法人から輸出物品販売場を引き継ぐ合併法人が、その輸出物品販売場の種類に応じ、「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」又は「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」を合併法人の納税地の所轄税務署長に提出し、改めて輸出物品販売場としての許可を受ける必要があります。

また、合併法人は、被合併法人が許可を受けていた販売場について、「輸出物品販売場廃止届出書」を被合併法人の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消令18の2⑯）。

この場合、「輸出物品販売場廃止届出書」の参考事項欄に、被合併法人が受けていた許可に係る販売場に係る届出書である旨を記載してください。

(営業譲渡があった場合)

問17 当社は、輸出物品販売場としての許可を受けている販売場を経営しています。この度、その販売場の営業に係る事業を他社に譲渡することとなりましたが、どのような手続が必要ですか。

【答】

輸出物品販売場とは、一定の要件を満たす課税事業者が経営する販売場で、事業者の納税地の所轄税務署長の許可を受けた販売場をいいます（消法8⑥）。

このため、輸出物品販売場を経営する事業者が異なることとなる場合には、改めて納税地の所轄税務署長の許可を受ける必要があります。

したがって、ご質問の場合、輸出物品販売場の営業譲渡を受ける法人が、その輸出物品販売場の種類に応じ、「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」又は「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」を営業譲渡を受ける法人の納税地の所轄税務署長に提出し、改めて輸出物品販売場としての許可を受ける必要があります。

また、貴社は、許可を受けていた販売場について、「輸出物品販売場廃止届出書」を貴社の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消令18の2⑯）。

(相続があった場合)

問 18 私は、輸出物品販売場としての許可を受けている販売場を相続によって父から承継しましたが、どのような手続が必要ですか。

【答】

輸出物品販売場とは、一定の要件を満たす課税事業者が経営する販売場で、事業者の納税地の所轄税務署長の許可を受けた販売場をいいます（消法 8 ⑥）。

このため、輸出物品販売場を経営する事業者が異なることとなる場合には、改めて納税地の所轄税務署長の許可を受ける必要があります。

したがって、ご質問の場合、被相続人から輸出物品販売場を引き継ぐ相続人が、その輸出物品販売場の種類に応じ、相続人の納税地の所轄税務署長に「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」又は「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」を提出し、改めて輸出物品販売場としての許可を受ける必要があります。

また、相続人は、被相続人が許可を受けていた販売場について、「輸出物品販売場廃止届出書」を被相続人の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消令 18 の 2 ⑯）。

(輸出物品販売場を廃止する場合)

問 19 私は、輸出物品販売場としての許可を受けている店舗を経営していますが、この度、その店舗を閉鎖することになりました。この場合、どのような手続が必要ですか。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者が、その経営する一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場に係る店舗を閉鎖しようとする場合や、その販売場において輸出物品販売場制度による免税販売をやめようとする場合など、輸出物品販売場制度の適用を受けることをやめようとする場合には、「輸出物品販売場廃止届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消令 18 の 2 ⑯）。

(消費税の免税事業者の場合)

問 20 私は、個人でアクセサリショップを経営する消費税の免税事業者です。当店には外国人旅行者の来客が多いのですが、輸出物品販売場としての許可を受けることはできますか。

【答】

消費税の免税事業者の場合、消費税の納税義務がありませんので、輸出物品販売場制度は適用されません（消法 8 ⑥）。

したがって、一般型輸出物品販売場及び手続委託型輸出物品販売場のいずれの許可も受けることはできません。

(注) 免税事業者とは、基準期間（個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度）における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者をいいます。

## II 一般型輸出物品販売場制度

### 1 一般型輸出物品販売場の許可申請手続・要件等

(一般型輸出物品販売場の許可申請手続)

問 21 一般型輸出物品販売場の許可申請手続について教えてください。

【答】

「一般型輸出物品販売場」とは、その販売場を経営する事業者自身がその販売場においてのみ免税販売手続を行う輸出物品販売場をいいます（消令 18 の 2 ②一）。

「一般型輸出物品販売場」の許可申請は、「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」に次の書類を添付して納税地の所轄税務署長へ行います（消法 8 ⑥、消令 18 の 2 ①、消規則 10 ①一、②一）。

(注) 一般型輸出物品販売場を「手続委託型輸出物品販売場」に変更する場合には、許可要件が異なるため、改めて「手続委託型輸出物品販売場」の許可を受ける必要があります（消令 18 の 2 ⑮）（問 51、53、56 参照）。

また、「手続委託型輸出物品販売場」を「一般型輸出物品販売場」に変更する場合も同様です。

≪「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」の添付書類≫

- ① 許可を受けようとする販売場の見取図
    - ・ 販売場の見取図などに免税販売手続を行う場所を付記したもの
  - ② 免税販売の方法を販売員に周知するための資料
    - ・ 免税販売手続マニュアルなど
  - ③ 免税販売手続を行う人員の配置状況が確認できる資料
    - ・ 免税販売手続を行う場所の見取図に人員の配置状況を付記したものなど
  - ④ 申請者の事業内容が確認できる資料
    - ・ 会社案内やホームページ掲載情報など
  - ⑤ 許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料
    - ・ 取扱商品リスト、商品カタログなど（主な取扱商品の一覧表など）
  - ⑥ 許可を受けようとする販売場において作成する購入記録票のサンプル
- ※ ②～⑥の資料については、許可要件の確認のため参考として添付をお願いしています。  
なお、上記のほか、許可要件の確認のために追加資料をお願いする場合があります。  
(例：消化仕入れの形態の場合は、その内容がわかる資料等)

(一般型輸出物品販売場の許可要件)

問 22 一般型輸出物品販売場の許可を受けるための要件について教えてください。

【答】

事業者が経営する販売場について、「一般型輸出物品販売場」として許可を受けるためには、次の要件の全てを満たしていることが必要です（消法 8 ⑥、消令 18 の 2 ②一、消基通 8-2-1 (1)）。

《一般型輸出物品販売場の許可要件》

① 次のイ及びロの要件を満たす事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が経営する販売場であること。

イ 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から 3 年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

② 現に非居住者が利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。

③ 免税販売手続に必要な人員を配置し、かつ、免税販売手続を行うための設備を有する販売場であること。

（注 1） 「免税販売手続に必要な人員の配置」とは、免税販売の際に必要な手続を非居住者に対して説明できる人員の配置を求めているものです。なお、外国語については、母国語のように流ちょうに話せることまでを必要としているものではなく、パンフレット等の補助材料を活用して、非居住者に手続を説明できる程度で差し支えありません。

（注 2） 「免税販売手続を行うための設備を有する」とは、非居住者であることの確認や購入記録票の作成など免税販売の際に必要な手続を行うためのカウンター等の設備があることを求めているものであり、免税販売のための特別なカウンターを設けることまでを求めているものではありません。

(複数の一般型輸出物品販売場に係る許可申請)

問23 当社は、衣料品店を経営しており、販売場が5店舗あります。この5店舗について、一般型輸出物品販売場としての許可を受けたいのですが、申請方法を教えてください。

【答】

輸出物品販売場としての許可は、その販売場ごとに受けなければなりません。許可を受けようとする一般型輸出物品販売場が複数ある場合で、複数の販売場の許可を同時に受けようとするときは、「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」の「販売場の所在地、名称」、「販売場所在地の所轄税務署名」欄については適宜の様式に記載し、申請書に添付した上、納税地の所轄税務署長に提出することで、各販売場についての許可申請を行うこととしても差し支えありません。

なお、この場合は、許可を受けようとする販売場ごとに添付書類を整理した上で提出してください。

(注) 複数の手続委託型輸出物品販売場の許可を受けようとする場合には、その許可申請の際に、それぞれの販売場ごとの特定商業施設の見取図や承認免税手続事業者との間で交わした免税販売手続の代理に関する契約書の写し等の書類の添付が必要となることから、その許可を受けようとする販売場ごとに「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」の提出を行ってください。

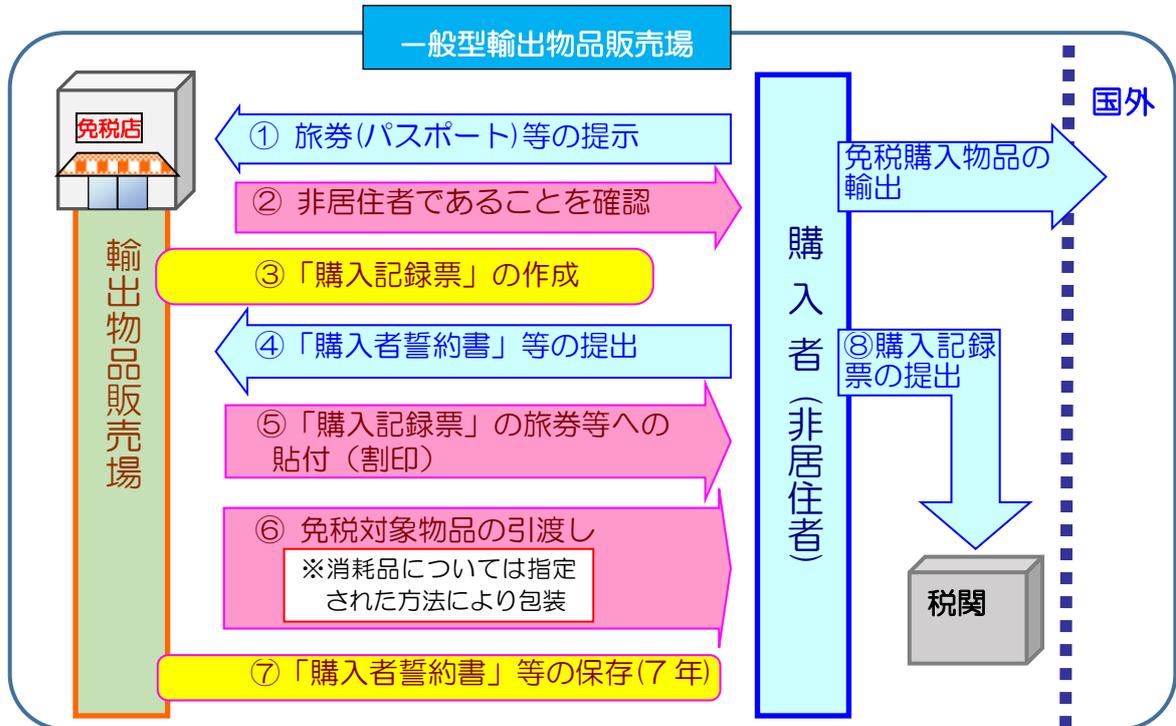
## 2 免税販売の方法

(免税販売の方法)

問 24 一般型輸出物品販売場における免税販売の方法について教えてください。

【答】

一般型輸出物品販売場における非居住者に対する免税販売の方法は、次のとおりです。



### ① 旅券（パスポート）等の提示

購入者は、輸出物品販売場を経営する事業者に対し、その所持する旅券等を提示します（消令18②一イ）。

次に掲げる旅券等のいずれの提示もないときには、免税となりません。

- イ 旅券（上陸許可の証印を受けたもの）
- ロ 船舶観光上陸許可書
- ハ 乗員上陸許可書
- ニ 緊急上陸許可書
- ホ 遭難による上陸許可書

### ② 非居住者であることの確認

輸出物品販売場を経営する事業者は、①で提示を受けた旅券等により、購入者が非居住者であることを確認します。

なお、非居住者とは、外国人旅行者など、日本国内に住所又は居所を有していない者をいいます（問3参照）。

例えば、外国籍を有する場合であっても、次のような者は、非居住者に該当しません。

イ 日本国内にある事務所に勤務している者

ロ 日本に入国後6か月以上経過した者

③ 購入記録票の作成

輸出物品販売場を経営する事業者は、「購入記録票」(免税対象物品の購入事実を記載した書類をいいます。以下同じ。)を作成します(消令18②一イ)。

④ 購入者誓約書等の提出

非居住者は、購入者誓約書(免税対象物品を購入後において輸出する旨を誓約する書類<sup>(注)</sup>をいいます。以下同じ。)を作成し、輸出物品販売場を経営する事業者に提出します(消令18②一口)。

(注) 消耗品については、消耗品を購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類(消令18②ニイ)。

また、非居住者は、同一の輸出物品販売場において1日に購入する一般物品の販売価額(税抜)の合計額が100万円を超える場合には、旅券等の写し(パスポートの場合、パスポート番号、非居住者の氏名、生年月日、性別及び国籍が印字された部分の写し)をその輸出物品販売場を経営する事業者に提出します(消令18②一ハ)。

⑤ 購入記録票の旅券等への貼付

輸出物品販売場を経営する事業者は、③により作成した購入記録票を非居住者の所持する旅券等に貼り付け、旅券等と購入記録票との間に次の形式の印で割印します(消令18②一イ、消基通8-1-7)。



規格おおむね横6mm、縦8mm

⑥ 免税対象物品の引渡し

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税対象物品が消耗品である場合には指定された方法により包装し、免税対象物品を非居住者に引き渡します。その際、事後のトラブルを防止するために、次の事項を説明します。

- ・ 免税で購入した物品を出国する際に携帯していなかったときは、その購入物品に対する消費税が徴収されること。
- ・ 消耗品については、購入後30日以内に、指定された包装を開封せずに国外に持ち出す必要があること。

⑦ 購入者誓約書等の保存(7年)

輸出物品販売場を経営する事業者は、④で非居住者から提出された購入者誓約書及び旅券等の写しを、免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間、納税地又は輸出物品販売場の所在地に保存しなければなりません(消法8②、消令18⑨⑬、消規則7①)。

購入者誓約書等の保存がない場合や、その記載内容に不備がある場合には、非居住者に対する販売であっても免税となりません。

ただし、災害等やむを得ない事情により保存できなかったことを事業者が証明した場合には、この限りではありません（消法8②）。

#### ⑧ 購入記録票の提出

非居住者は、出国する際、免税購入物品を携帯等の方法により輸出するとともに、旅券等に貼り付けられた購入記録票を、出港地を所轄する税関長に提出しなければなりません（消令18⑥）。

非居住者が出国する際に免税購入物品を携帯していない（輸出しない）場合には、当該非居住者は、免除された消費税額に相当する消費税が徴収されることとなります（消法8③）。

なお、非居住者が免税購入物品を別送の方法により輸出した場合は、出国する際に免税購入物品を携帯していませんので、別送による輸出手続をとる際に購入記録票を提示し、税関において輸出済である旨の証印を受けることにより確認を受けることとなります。

ただし、郵便により輸出するものについては、郵便局が発行する受領証（内容品の品名、数量、価格が記載されているものに限り）又は受理明細書により確認を受けることとなります。

#### （参考1）

購入日に上記①～⑥の免税販売手続を行った場合のみ免税販売することができますので、購入日の翌日以後に手続を行ったとしても免税販売することはできません。

非居住者が一般型輸出物品販売場において購入した免税対象物品を、その場で運送事業者（代理人を含みます。）に引き渡す方法により当該物品を海外へ直送する場合の手続については、併せて「3 免税対象物品を海外へ直送する場合の免税販売手続」（問38～42）をご参照ください。

#### （参考2）

平成32年（2020年）4月1日から、免税販売手続が電子化されます。免税販売手続の電子化後は、免税販売の方法が変わりますので、ご注意ください。

なお、平成32年（2020年）4月1日から平成33年（2021年）9月30日までの間は、経過措置として現在の免税販売手続によることができることとされています。

詳しくは「輸出物品販売場制度の免税販売手続電子化に関するQ&A」をご参照ください。

(購入記録票等に記載すべき事項)

問 25 購入記録票及び購入者誓約書に記載すべき事項は具体的にはどのようなものですか。

【答】

購入記録票及び購入者誓約書に記載すべき事項は次のとおりです（消規則 6①～④）。

記 載 す べ き 事 項	購入記録票	購入者誓約書
① 購入者の氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日	○	○
② 購入者の所持する旅券等の種類及び番号	○	○
③ 輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称	○	○
④ 輸出物品販売場を経営する事業者の納税地及び所轄税務署名、輸出物品販売場の所在地	○	—
⑤ 購入年月日	○	○
⑥ 品名、品名ごとの数量及び価額、物品の価額の合計額	○	○
⑦ 購入後において輸出することを誓約する旨（消耗品の場合、購入した日から 30 日以内に輸出することを誓約する旨）及び購入者の署名	—	○

(注) 消費税の軽減税率制度実施後（平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以後）は、免税対象物品が軽減税率の対象となる物品である場合、その旨を記載する必要があります（改正規則附則 9①）。

また、購入記録票には、次の事項を日本語及び外国語で記載する必要があります（消規則 6⑩）。

① 本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければならない。
② 本邦から出国するまでは購入記録票を旅券等から切り離してはならない。
③ 免税で購入した物品を本邦から出国する際に所持していなかった場合には、その購入した物品について免除された消費税額（地方消費税を含む。）に相当する額を徴収される。
④ ③の場合において、災害その他やむを得ない事情により免税で購入した物品を亡失したため輸出しないことにつき税関長の承認を受けたとき、又は既に輸出したことを証する書類を出港地を所轄する税関長に提出したときは、消費税額（地方消費税を含む。）に相当する額を徴収されない。

(注) ②～④については書類の裏面に記載することができます。

また、外国語の記載については、例えば、英語、中国語、韓国語など、販売場ごとに、来店する非居住者の状況を踏まえてご準備ください。

(明細書等を購入記録票等に貼付し割印をした場合の記載事項の省略)

問 26 購入者に対して交付する領収書の写しを購入記録票等に貼り付けた場合には、購入記録票等への記載を省略できるとのことですが、その詳細について教えてください。

【答】

購入記録票及び購入者誓約書に記載すべき事項の全部又は一部が記載された明細書等(購入者に対し交付する領収書の写しなど)を購入記録票等に貼り付け、かつ、当該明細書等と購入記録票等との間に事業者が割印をした場合には、当該明細書等に記載された事項については、購入記録票等への記載を省略できるとされています(消規則6⑨)。

なお、購入記録票等への記載の省略のために貼り付ける領収書の写しは、購入記録票等に品名や数量、価額等の明細を記載する代わりに貼り付けられるものであり、かつ、当該購入記録票等との間に割印がされることから、当該購入記録票等の一部と認められ、輸出品販売場を営む事業者が購入者から金銭を受領した事実を証するために作成されたものではありませんから、印紙税法上の「売上代金に係る金銭の受取書」に該当せず、印紙税は課税されません。

なお、割印は、購入記録票を非居住者の所持する旅券等に貼り付け、割印する場合の印の形式と同様です(消基通8-1-7の2)(問24参照)。

(船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合の「旅券等の番号」の記載)

問 27 非居住者から船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合、購入記録票等へ記載する「旅券等の番号」については、旅券(パスポート)の番号の記載でもよいとのことですが、その概要について教えてください。

【答】

免税販売手続の際に作成することとなる購入記録票及び購入者誓約書の記載事項とされている「旅券等の番号」については、出入国管理及び難民認定法に規定する船舶観光上陸許可書により免税販売手続を行う場合で、その船舶観光上陸許可書に旅券の写しが貼付されている場合には、その船舶観光上陸許可書の番号又は旅券の番号のいずれかを記載することとなります(消規則6①二)。

(参考)

平成32年(2020年)4月1日から、免税販売手続が電子化されます。免税販売手続の電子化後は、購入者から旅券の写しが貼付された船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合の旅券等の番号は、貼付されている旅券の写しに記載されている旅券の番号となります。

なお、平成32年(2020年)4月1日から平成33年(2021年)9月30日までの間は、経過措置として現在の免税販売手続によることができることとされており、この場合の「旅券等の番号」は、上記【答】と同様に船舶観光上陸許可書の番号又は旅券の番号のいずれかを記載することとなります。

詳しくは「輸出品販売場制度の免税販売手続電子化に関するQ&A」をご参照ください。

(購入記録票の大きさ)

問 28 購入記録票については、法令に定められた事項が記載された書類であればよいのですが、どのような大きさでもよいのですか。

【答】

購入記録票は、非居住者の所持する旅券等に貼り付けることとされていますので、旅券への貼り付けに支障のない大きさとする必要があります（消規則 6①）。

また、法令に定められた記載事項は、整然と、かつ、明瞭に記載する必要があります。

(一般物品と消耗品を譲渡する場合の購入記録票等の作成方法)

問 29 同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して一般物品と消耗品を譲渡する場合の購入記録票の作成方法について教えてください。

【答】

同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して一般物品と消耗品を販売する場合に作成することとなる購入記録票は、

- ① 一般物品に係る購入記録票と消耗品に係る購入記録票をそれぞれ作成する方法
- ② 一般物品に係る購入記録票の記載事項と消耗品に係る購入記録票の記載事項を一の書類にまとめて記載して作成する方法

のいずれかによることができます。

一の書類にまとめて記載して作成する場合、その記載事項のうち、例えば、購入者の氏名、国籍、生年月日など、一般物品に係る購入記録票の記載事項と消耗品に係る購入記録票の記載事項の記載内容が同一となる事項については、重複して記載する必要はありません。

ただし、同一の輸出物品販売場において、同一の非居住者に対して、一般物品と消耗品のいずれも販売する場合にあっては、それぞれの対価の額の合計額が、一般物品については5千円以上かどうか、消耗品については5千円以上50万円以下の範囲内であるかどうかをそれぞれ判定する必要がありますので、一の書類として作成する場合であっても、「一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額」と「消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額」については、それぞれ区分して記載する必要があります（消規則 6①～④、消基通 8-1-7の3）。

なお、同一の輸出物品販売場において、一般物品と消耗品を譲渡する場合に作成することとなる一般物品及び消耗品に係る購入者誓約書についても同様です。

(注) 一般物品を消耗品として取り扱う場合の購入記録票の記載方法については問 30 をご参照ください。

(一般物品を消耗品として免税販売する場合における購入記録票の記載方法)

問 30 一般物品を消耗品として免税販売する場合、購入記録票はどのように記載を行えばよいか教えてください。

【答】

平成 30 年 7 月 1 日以後、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装（問 31 参照）することで、当該一般物品については消耗品として取り扱うことができます（新消令 18 ⑤二）（問 12 参照）。

そのため、購入記録票の記載に当たっても、当該一般物品を消耗品として記載することになります（消令 18②）。

したがって、当該一般物品の販売価額（税抜）についても、他の消耗品と合計して記載することになります。

(包装の方法)

問 31 消耗品を免税で販売するには、指定された方法により包装する必要があるとのことですが、具体的にどのように行うのですか。

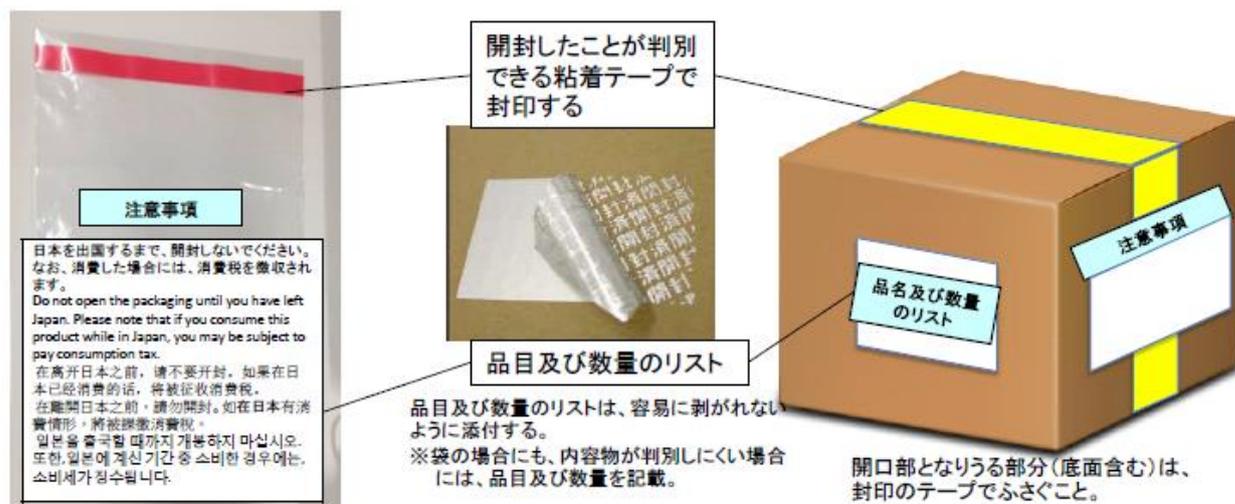
【答】

消耗品を免税で販売する際に必要となる包装の方法は、次の①から④の要件の全てを満たす「袋」又は「箱」に入れ、かつ、開封された場合に開封されたものであることを示す文字が表示されるシールの貼り付けにより封印をする方法によることが定められています（平成 26 年 3 月 31 日 経済産業省 国土交通省 告示第 6 号）。

	袋の要件	箱の要件
①	プラスチック製で無色透明又はほとんど無色透明であること。	段ボール、発泡スチロール製等であること。
②	使用される状況に照らして十分な強度を有するものであること。	
③	本邦から出国するまで開封してはならない旨及び消費税が免除された物品を消費した場合には消費税が徴収される旨が日本語及び外国語により記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。	
④	内容物の品名及び数量を外側から確認できない場合にあっては、内容物の品名及び品名ごとの数量が記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。	内容物の品名及び品名ごとの数量が記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。

(注) 消耗品の鮮度の保持に必要な大きさであり、かつ、当該消耗品を取り出せない大きさの穴を設けることは妨げない。

## ＜包装のイメージ＞



一度の販売で包装が複数個に分かれる場合、「注意事項」と「品目及び数量のリスト」はそれぞれの包装に貼り付ける必要があります。

※ 包装方法の詳細については、次のサイトでご確認ください。

観光庁「消費税免税店サイト」

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/>

### (包装材の購入先)

問 32 消耗品の免税販売の際に行う包装に使用する袋や箱はどこで購入できますか。

【答】

消耗品を免税販売する際に必要となる包装に使用する「袋」、「箱」及び「シール」については、国土交通大臣及び経済産業大臣が告示により要件を定めています（平成 26 年 3 月 31 日 経済産業省 国土交通省 告示第 6 号）。

お手数ですが、各事業者において包装材の製造業者等にご確認ください。

### (包装材の仕様が要件を満たしているかどうかの確認)

問 33 消耗品の免税販売の際に必要な包装材の仕様が要件を満たすものであるかどうかは、どのように確認すればよいですか。

【答】

包装材の要件は、国土交通大臣及び経済産業大臣が告示により定めています（平成 26 年 3 月 31 日 経済産業省 国土交通省 告示第 6 号）。

詳しくは、次のサイトでご確認ください。

観光庁「消費税免税店サイト」

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/>

(購入者誓約書の電磁的記録による提供)

問 34 非居住者が輸出物品販売場に提出する購入者誓約書について、電磁的記録の提供により行うことができるとのことですが、その概要について教えてください。

また、輸出物品販売場においては提供を受けた電磁的記録を保存することができるとのことですが、その概要について教えてください。

【答】

非居住者は、輸出物品販売場において免税対象物品を購入する際、購入者誓約書を輸出物品販売場を営業者に提出することとされています。この購入者誓約書の提出について、購入者誓約書の記載事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じ。）の提供によって行うことができます（消令 18③）。

また、輸出物品販売場を営業者は、免税対象物品に係る免税の適用を受けるためには、購入者誓約書を納税地又は輸出物品販売場の所在地に保存しなければならないこととされていますが、非居住者から購入者誓約書の記載事項を記録した電磁的記録の提供を受けた場合は、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電子帳簿保存法」といいます。）施行規則」第 8 条第 1 項各号に規定する措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存しなければなりません（消規則 7 ①②）（問 35 参照）。

（注 1） 購入者誓約書には、非居住者の旅券等の番号や免税対象物品の品名・価額等の記載事項を記載するとともに、当該非居住者が免税対象物品を輸出することを誓約して署名し、輸出物品販売場を営業者は、当該購入者誓約書を保存することとされています。

購入者誓約書の記載事項を記録した電磁的記録の提供を受けて保存する場合の具体的な方法としては、例えば、輸出物品販売場において、非居住者から提示を受けた旅券の番号、非居住者の氏名等の所定の情報をパスポートリーダー等で読み取るとともに、当該非居住者が電子パネル等に免税対象物品を輸出することを誓約する旨の署名を行い、それらの電磁的記録と当該非居住者が購入する免税対象物品の品名、数量、価額等の電磁的記録とを所定の方法（問 35・36 参照）により保存する場合が該当します。

（注 2） 購入者誓約書の電磁的記録の提供を受けた場合であっても、購入記録票の旅券等への貼り付け及び割印は必要となります。

（注 3） 非居住者から提出された紙の購入者誓約書を、スキャナで読み取り保存しようとする場合には、電子帳簿保存法の規定に基づく承認を受けて保存することとなります。

(購入者誓約書の電磁的記録による保存)

問 35 非居住者から提供された購入者誓約書の電磁的記録について、輸出物品販売場においてはどのように保存する必要がありますか。

【答】

非居住者から提供を受けた購入者誓約書の記載事項を記録した電磁的記録を保存する場合には、以下の①又は②のいずれかの措置（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第8条第1項各号に規定する措置）を行い、以下の③から⑤の要件を満たして保存（同項に規定する要件に準ずる要件に従った保存）する必要があります（消規則7②）。

（注） 電磁的記録の保存期間は、免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間です（消規則7①）。

《措置》

① 非居住者から購入者誓約書等に記載すべき事項（以下「誓約事項等」という。）に係る電磁的記録の提供があった後、遅滞なく、当該電磁的記録の誓約事項等にタイムスタンプを付すことができるようにしておくこと。

（注） 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプであって、次に掲げる要件を満たすものに限り、

イ 誓約事項等が変更されていないことについて、購入者誓約書等の保存期間を通じ、当該輸出物品販売場を営業者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

ロ 購入者誓約書等の保存期間中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

② 当該電磁的記録の誓約事項等について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

《保存要件》

③ 誓約事項等に係る電磁的記録を保存する場所に、当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

④ 誓約事項等に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付けを行うこと。

⑤ 当該誓約事項等の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限り、）を確保しておくこと。

- イ 誓約事項等を検索の条件として設定することができること。
- ロ 誓約事項等のうち、日付又は価額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- ハ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

なお、非居住者から提出された紙の購入者誓約書を、スキャナで読み取り保存しようとする場合には、電子帳簿保存法の規定に基づく承認を受けて保存することとなります。

※ 電子帳簿保存法に係る申請書の様式や電子帳簿保存法Q & Aは、国税庁ホームページに掲載しています。

<http://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>

(旅券等の写しの電磁的記録による提供・保存)

問 36 非居住者が、同一の輸出物品販売場において、同一の日に購入する一般物品の購入額の合計が 100 万円を超える場合には、非居住者は旅券等の写しを当該輸出物品販売場を経営する事業者へ提出することとされています。この場合、旅券等の写しの提出は、電磁的記録の提供により代えることができるとされていますが、その詳細について教えてください。

【答】

同一の輸出物品販売場において同一の日に、同一の非居住者に対して販売する一般物品の販売価額(税抜)の合計額が 100 万円を超える場合には、輸出物品販売場を経営する事業者は、非居住者から旅券等の写し(パスポートの場合は、パスポート番号、非居住者の氏名、生年月日、性別及び国籍が印字された部分の写し)の提出を受け、当該旅券等の写しをその事業者の納税地又は輸出物品販売場の所在地に保存しなければなりません(消令 18②一ハ、消規則 7①)(問 24 参照)。

この場合における旅券等の写しの保存は、電磁的記録による提供を受けて、これを電磁的に保存することも可能とされています(消令 18④⑨)。

例えば、IC 旅券をパスポートリーダーで読み取り、又はパスポートをスキャナ等により読み取ることにより、パスポート番号、非居住者の氏名等といった所定の情報をデータで保存することも可能となります。

なお、輸出物品販売場を経営する事業者は、旅券等の写しの提出に代えて電磁的記録による提供を受けた場合には、その提供事項を保存をする場所に、当該電磁的記録の電子計算機による情報処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておく必要があります(消規則 7③)。

(注) 電磁的記録の保存期間は、免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から 2 か月を経過した日から 7 年間です。

(免税販売物品の返品についての取扱い)

問 37 当社は、輸出物品販売場としての許可を受けた販売場を運営していますが、非居住者に免税販売した物品の返品を受けた場合には、旅券等に貼り付けた購入記録票はどのように処理すればよいですか。

【答】

旅券等に貼り付けた購入記録票は、そのままにしておき、その余白に免税販売した物品が返品された旨を記載するとともに、返品処理した者が分かる印（社印や担当者の印など）を押印してください。

### 3 免税対象物品を海外へ直送する場合の免税販売手続

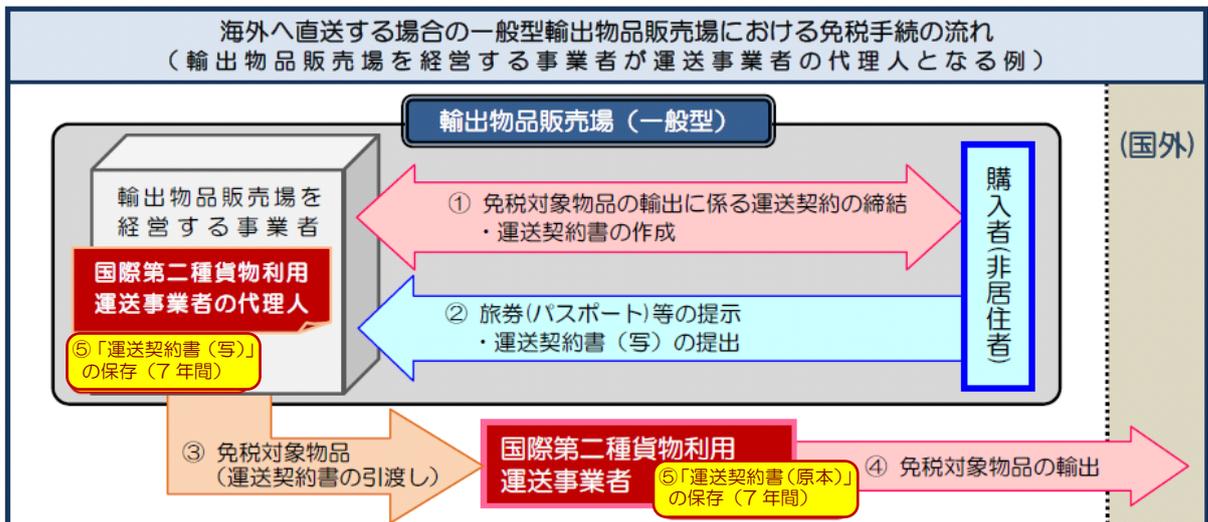
(免税対象物品を海外へ直送する場合の手続)

問 38 非居住者が一般型輸出物品販売場において免税対象物品を購入し、その販売場から当該物品を海外へ直送する場合の手続について教えてください。

【答】

非居住者が一般型輸出物品販売場において免税対象物品を購入する際、①国際第二種貨物利用運送事業者と当該物品の輸出に係る運送契約を締結し、②当該販売場を経営する事業者が当該運送契約に係る契約書の写しの提出及び旅券等の提示を行い、③当該物品をその場で当該運送事業者（その代理人を含みます。）に引き渡して海外へ直送する場合には、購入記録票の作成や購入者誓約書の提出等を省略することができます（消令 18②三）。

免税対象物品を海外へ直送する場合の具体的な免税販売手続（一般型輸出物品販売場を営業者が運送事業者の代理人である場合）は次のとおりです。



#### ① 運送契約の締結

非居住者は、免税対象物品の輸出に係る運送契約を国際第二種貨物利用運送業者の代理人である輸出物品販売場を営業者と締結します。

#### ② 旅券（パスポート）等の提示及び運送契約書（写）の提出

非居住者は、輸出物品販売場を営業者が運送業者の代理人（輸出物品販売場を営業者）との間で締結した運送契約書の写しを提出します。

輸出物品販売場を営業者は、提示を受けた旅券等により、購入者が非居住者であることを確認します。

#### ③ 免税対象物品の引渡し

非居住者は、購入した物品をその場で国際第二種貨物利用運送事業者の代理人（輸出物品販売場を営業者）に引き渡し、当該代理人は当該運送事業者に物品を引き渡します。

④ 免税対象物品の輸出

国際第二種貨物利用運送事業者は、引渡しを受けた免税対象物品を輸出します。

⑤ 運送契約書等の保存

一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、提出された運送契約書の写しを納税地又は当該譲渡に係る販売場の所在地に保存します。保存期間は、免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間です(消規則7①)。

また、国際第二種貨物利用運送事業者は運送契約書を納税地又は当該運送契約の締結に係る事務所の所在地に保存します。保存期間は、当該運送契約を締結した日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間です(消規則7の2②)。

(注1) 国際第二種貨物利用運送事業者とは、貨物利用運送事業法の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けて、国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を営業者をいいます。

(1) 国際貨物運送とは、船舶運航事業者若しくは航空運送事業者が本邦と外国との間において行う貨物の運送をいいます(貨物利用運送事業法6①五)。

(2) 第二種貨物利用運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、船舶運航事業者、航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集貨及び配達のためにする自動車による運送とを一貫して行う事業をいいます(貨物利用運送事業法2⑧)。

(注2) 免税対象物品の輸出に係る運送契約書及び運送契約書の写し(以下「運送契約書等」といいます。)には、購入者(非居住者)の在留資格や旅券等の種類・番号、免税対象物品の品名・品名ごとの数量・価額等が記載される必要があります(消規則6⑤、7の2)(問39参照)。

(注3) 免税販売する消耗品を海外へ直送する場合には、指定された方法による包装は不要です(消令18②二)。

(注4) 同一の輸出物品販売場において、同一の日に同一の非居住者に対して販売する一般物品の販売価額(税抜)の合計額が100万円を超える場合には、非居住者は、輸出物品販売場を営業者が旅券等の写しを提出しなければなりません、当該合計額が100万円を超えるかどうかは、海外へ直送する一般物品を含めずに判定します(消令18②一八)(問42参照)。

(注5) 非居住者が輸出物品販売場において免税対象物品を購入する際に、運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者が、当該運送契約に違反して、免税対象物品を輸出しない場合には、当該運送事業者の納税地を所轄する税務署長が、当該運送事業者から免除された消費税額に相当する消費税を徴収することとなります(消令18⑫)。

(参考)

平成 32 年（2020 年）4 月 1 日から、免税販売手続が電子化されます。免税販売手続の電子化後は、免税対象物品を海外へ直送する場合の免税販売手続が変わりますので、ご注意ください。

なお、平成 32 年（2020 年）4 月 1 日から平成 33 年（2021 年）9 月 30 日までの間は、経過措置として現在の免税販売手続によることができることとされています。

詳しくは「輸出物品販売場制度の免税販売手続電子化に関する Q & A」をご参照ください。

(運送契約書等に記載すべき事項)

問 39 運送契約書等の記載事項は具体的にはどのようなものですか。

【答】

運送契約書又は運送契約書の写しの記載事項は次のとおりです（消規則 6⑤、7の2）。

- ① 購入者の氏名、住所又は居所、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日
- ② 購入者の所持する旅券等の種類及び番号
- ③ 輸出物品販売場を営む事業者の氏名又は名称及び輸出物品販売場の所在地
- ④ 運送契約を締結した年月日
- ⑤ 海外へ直送する免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は消耗品の別並びに当該免税対象物品の価額の合計額（一般物品と消耗品とがある場合には、一般物品の価額と消耗品の価額のそれぞれの合計額）
- ⑥ 国際第二種貨物利用運送事業者の氏名又は名称及び納税地

なお、これらの記載事項の全部又は一部が記載された明細書等を運送契約書等に貼り付け、かつ、当該明細書等と運送契約書又は運送契約書の写しとの間に国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含みます。）又は輸出物品販売場を営む事業者が割印をした場合には、当該明細書等に記載された事項の運送契約書等への記載を省略することができます（消規則 6⑨、7の2①）。

割印は、購入記録票を非居住者の所持する旅券等に貼り付け、割印する場合の印の形式と同様です（問 24 参照）。

(免税対象物品の一部を海外へ直送する場合の免税対象金額の判定)

問 40 非居住者に販売する免税対象物品のうち一部を海外へ直送し、一部は非居住者が携帯して輸出する場合、免税販売の対象となる金額の判定は、海外へ直送する物品と非居住者が携帯して輸出する物品のそれぞれで行うのですか。

【答】

非居住者に販売する免税対象物品のうち一部を国際第二種貨物利用運送事業者が海外へ

直送し、一部はその非居住者が携帯して輸出する場合、免税販売の対象となる金額の判定は、海外へ直送する免税対象物品と非居住者が携帯して輸出する免税対象物品とを区分せず行います（消令 18①⑧）。

したがって、免税対象物品を海外へ直送するかどうかにかかわらず、同一の輸出物品販売場において同一の日に同一の非居住者に対して販売する一般物品の販売価額（税抜）の合計額が5千円以上かどうか、消耗品の販売価額（税抜）の合計額が5千円以上50万円以下であるかどうかをそれぞれ判定します。

#### <具体例>

甲店で4千円（税抜）の一般物品Aと2千円（税抜）の一般物品Bを販売し、一般物品Aは国際第二種貨物利用運送事業者が海外へ直送し、一般物品Bは非居住者が携帯して輸出する場合（一般物品の合計額6千円）

この場合、一般物品の販売価額（税抜）の合計額が5千円以上であるため、免税販売の対象となります。

（購入記録票等に貼り付ける明細書等）

問 41 購入記録票等への所定の記載事項の記載に代えて、レシートの写しを購入記録票等に貼り付けることとしていますが、当該レシートの写しに海外へ直送する免税対象物品と非居住者が携帯して輸出する免税対象物品のそれぞれの品名及び金額が記載されている場合には、海外へ直送する物品であるか非居住者が携帯して輸出する物品であるかを明らかにしておく必要がありますか。

#### 【答】

輸出物品販売場又は免税手続カウンターにおいて、レシートの写しを購入記録票及び購入者誓約書に貼り付けることで購入記録票等の記載事項の記載に代えることとしている場合（問 26 参照）で、海外へ直送する免税対象物品と非居住者が携帯して輸出する免税対象物品が一のレシートの写しに記載されている場合には、輸出物品販売場又は免税手続カウンターにおいて、どの物品が海外へ直送する物品であり、どの物品が携帯して輸出する物品であるかをレシートの写しにおいて、明らかにしておく必要があります（消令 18②⑥、消規則 6①～⑤）。

(海外へ直送する場合の旅券等の写しの保存)

問 42 非居住者に免税販売する一般物品の販売価額(税抜)の合計額が 100 万円を超えます。販売する一般物品は全て海外へ直送しますが、当該一般物品を購入した非居住者から旅券等の写しの提出を受けて保存する必要がありますか。

【答】

同一の輸出物品販売場において、同一の日に同一の非居住者に対して販売する一般物品の販売価額(税抜)の合計額が 100 万円を超える場合には、非居住者は、輸出物品販売場を営業者の事業者から旅券等の写しを提出しなければなりません(問 24 参照)が、当該合計額が 100 万円を超えるかどうかは、海外へ直送する一般物品を含めずに判定します(消令 18②一八)。

したがって、非居住者が携帯して輸出する一般物品の販売価額(税抜)の合計額が 100 万円を超えない場合には、当該一般物品を購入した非居住者から旅券等の写しの提出を受ける必要はありません。

(注) 非居住者が携帯して輸出する一般物品の販売価額(税抜)の合計額が 100 万円を超える場合は、非居住者から旅券等の写しの提出を受け、輸出物品販売場を営業者の事業者の納税地又は当該販売場の所在地において保存する必要があります(消令 18②一八、⑨)。

### Ⅲ 手続委託型輸出物品販売場制度

#### 1 手続委託型輸出物品販売場制度の概要

(手続委託型輸出物品販売場制度の概要)

問 43 手続委託型輸出物品販売場制度の概要を教えてください。

【答】

手続委託型輸出物品販売場制度とは、商店街、ショッピングセンター及びテナントビルなどの特定商業施設内において、免税販売手続を免税手続カウンター（他の事業者が経営する販売場における免税販売手続の代理をしようとする事業者が、その代理を行うための施設設備をいいます。）を設置する事業者に代理させることができる制度です（消令 18 の 2 ②二、④～⑥）。「手続委託型輸出物品販売場」とは、免税手続カウンターにおいてのみ免税販売手続が行われる輸出物品販売場をいいます（消令 18 の 2 ②二）。

特定商業施設内に免税手続カウンターを設置して他の事業者が経営する販売場の免税販売手続の代理をしようとする事業者は、「承認免税手続事業者」として納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要があります（消令 18 の 2 ⑦⑧）（問 58、59 参照）。

なお、一の手続委託型輸出物品販売場が免税販売手続を代理させることができるのは、一の承認免税手続事業者に限られます（消令 18 の 2 ②二）。

(特定商業施設の意義)

問 44 「特定商業施設」について教えてください。

【答】

「特定商業施設」とは、次の①から④までの販売場の区分に応じた地区、地域又は施設をいいます（消令 18 の 2④）。

販売場の区分		特定商業施設	例
①	商店街振興組合法第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区に所在する販売場（当該商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限りませう。）	当該地区	
②	中小企業等協同組合法第 3 条第 1 号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域に所在する販売場（当該事業協同組合の組合員が経営する販売場に限りませう。）	当該地域	商店街
③	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗内にある販売場	当該大規模小売店舗	ショッピングセンター等
④	一棟の建物内にある販売場（③に該当するものを除きます。）	当該一棟の建物	テナントビル等

※ ①又は②の地区又は地域（以下「地区等」といいます。）については、当該地区等と次に掲げる場所を併せて「一の特定商業施設」とすることができます（令 18 の 2⑥）。

イ 当該地区等に隣接する他の地区等（当該隣接する他の地区等に隣接する他の地区等を含む。）（問 49 参照）

ロ 当該地区等を管轄する税務署の管轄区域内に所在し、かつ、当該地区等に近接している他の地区等（問 50 参照）

(商店街振興組合の定款に定められた地区)

問 45 特定商業施設となる「商店街振興組合法第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区」について教えてください。

【答】

商店街振興組合とは、商店街振興組合法第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合をいいます。

同法第 6 条では、商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の 30 人以上が近接してその事業を営む市（特別区を含む。）の区域に属する地域であって、

その大部分に商店街が形成されているものとされています。

この地区は、商店街振興組合の定款に記載することとされており、この定款に記載された地区が特定商業施設に該当します。

※ 手続委託型輸出物品販売場の許可の対象となる販売場は、商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限定されています。

(事業協同組合における一の商店街が形成されている地域)

問 46 特定商業施設となる「中小企業等協同組合法第 3 条第 1 号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域」について教えてください。

【答】

事業協同組合とは、中小企業等協同組合法第 3 条第 1 号に規定する事業協同組合をいい、事業協同組合の地区は、その組合の定款に記載することとされています。

この定款で定められた地区に所在する事業者が近接してその事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域が特定商業施設に該当します。

※ 手続委託型輸出物品販売場の許可の対象となる販売場は、事業協同組合の組合員が経営する販売場に限定されています。

(大規模小売店舗)

問 47 特定商業施設となる「大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗」について教えてください。

【答】

「大規模小売店舗」とは、大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗をいい、同項において、一の建物（一の建物として大規模小売店舗立地法施行令で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が、一定の基準面積を超えるものとされています。

(一棟の建物)

問 48 特定商業施設となる「一棟の建物」について教えてください。

【答】

「一棟の建物」とは、不動産登記上、一棟の建物として登記されている建物をいいます。

※ 大規模小売店舗（問 47 参照）に該当するものは除かれます。

(隣接する商店街の地区等)

問 49 隣接する商店街の地区等を一の特定商業施設とすることができる「当該地区等に隣接する他の地区等」について教えてください。

【答】

「当該地区等に隣接する他の地区等」とは、その商店街の地区等に隣接する他の商店街の地区等をいい、それらの商店街の地区等の境界が接している場合のほか、それらの商店街が道路などを挟んで接している場合が該当します。

それらの商店街の地区等が隣接する場合、それらの商店街を一の特定商業施設として手続委託型輸出品販売場制度に係る規定を適用することができます（消令 18 の 2 ⑥一）。

なお、上記の他の商店街の地区等に隣接する他の商店街の地区等を含めて、一の特定商業施設とすることができます。

(近接する商店街の地区等)

問 50 近接する商店街の地区等を一の特定商業施設とすることができる「当該地区等を管轄する税務署の管轄区域内に所在し、かつ、当該地区等に近接している他の地区等」について教えてください。

【答】

「当該地区等を管轄する税務署の管轄区域内に所在し、かつ、当該地区等に近接している他の地区等」とは、その商店街の地区等と同一の税務署の管轄区域内に所在する商店街の地区等であって、その商店街の地区等に近接する他の商店街の地区等をいいます。

複数の商店街の地区等が同一の税務署の管轄区域内にあり、近接する場合には、それらの商店街を一の特定商業施設として手続委託型輸出品販売場制度に係る規定を適用することができます（消令 18 の 2 ⑥二）。

なお、近接する商店街を一の特定商業施設とすることにつき、ご不明な点などがある場合には、最寄りの地方経済産業局又は地方運輸局にご相談ください。

(観光庁「消費税免税店サイト」の相談窓口)

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/support.html>

※ 連絡先はこの Q & A の末尾 (P69) にも掲載しています。

## 2 手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続・要件等

(手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続)

問 51 手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続について教えてください。

【答】

「手続委託型輸出物品販売場」の許可申請は、「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」に次の書類を添付して納税地の所轄税務署長へ行きます（消法 8 ⑥、消令 18 の 2 ①、消規則 10 ①二、②二）。

≪「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」の添付書類≫

① 商店街を特定商業施設として申請する場合（商店街振興組合又は事業協同組合）

イ 販売場が所在する特定商業施設の見取図

- ・ 商店街の地区等の範囲（隣接又は近接する商店街を一の特定商業施設とする場合は、そのことが分かるように記載します。）に当該地区等に所在する組合員の経営する販売場及び免税手続カウンターの場所を付記したもの

※ 事業協同組合については、事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域の範囲が分かるよう記載します。

ロ 承認免税手続事業者との間で交わした免税販売手続の代理に関する契約書の写し

ハ 組合の定款の写し

- ・ 商店街振興組合にあつては、商店街振興組合法第 2 条第 1 項に規定する組合の定款の写し
- ・ 事業協同組合にあつては、中小企業等協同組合法第 3 条第 1 号に規定する組合の定款の写し

※ 隣接又は近接する商店街を一の特定商業施設とする場合は、その一の特定商業施設としたそれぞれの商店街の組合の定款の写しが必要です。

ニ 申請者の事業内容が確認できる資料

- ・ 会社案内やホームページ掲載情報など

ホ 許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料

- ・ 取扱商品リスト、商品カタログなど（主な取扱商品の一覧表など）

ヘ 免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行うために、販売場から免税手続カウンターへ連絡（共有）する情報が記載された書類（問 55 参照）

- ・ 販売場で発行するレシートの雛型、一般物品と消耗品の別が分かる取扱商品リストなど

※ 免税手続カウンターにおいて、次の(イ)から(ハ)を行うために使用する書類の写し又は販売場と免税手続カウンターがシステムで連携している場合は、システムで共有される情報や共有の方法等の具体的な方法を記した適宜の書類

(イ) 「免税販売手続の代理に関する契約」を締結している手続委託型輸出品販売場で販売された物品であることの確認

(ロ) 購入記録票及び購入者誓約書の作成

(ハ) 免税販売手続を行う物品が一般物品であるか消耗品であるかの判断

ト 商店街振興組合又は事業協同組合の組合員であることが分かる資料

・ 組合員名簿など

※ ニ～トの資料については、許可要件の確認のため参考として添付をお願いしています。

なお、上記のほか、許可要件の確認のために追加資料をお願いする場合があります。

(例：消化仕入れの形態の場合は、その内容がわかる資料等)

② ショッピングセンターやテナントビル等を特定商業施設として申請する場合（大規模小売店舗又は一棟の建物）

イ 販売場が所在する特定商業施設の見取図

・ ショッピングセンターやテナントビル等のフロアガイドなどに販売場と免税手続

カウンターの場所を付記したもの

ロ 承認免税手続事業者との間で締結した免税販売手続の代理に関する契約書の写し

ハ 大規模小売店舗又は一棟の建物に該当することを証する書類

・ 大規模小売店舗にあっては、大規模小売店舗の新設・変更に関する届出等の写し（当該届出等の地方自治体への提出事実が分かるもの）又はこれに代わる書類

・ 一棟の建物にあっては、建物の登記事項証明書（登記簿謄本）の写し

ニ 申請者の事業内容が確認できる資料

・ 会社案内やホームページ掲載情報など

ホ 許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料

・ 取扱商品リスト、商品カタログなど（主な取扱商品の一覧表など）

ヘ 免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行うために、販売場から免税手続カウンターへ連絡（共有）する情報が記載された書類（問 55 参照）

・ 販売場で発行するレシートの雛型、一般物品と消耗品の別が分かる取扱商品リストなど

※ 免税手続カウンターにおいて、次の(イ)から(ハ)を行うために使用する書類の写し又は販売場と免税手続カウンターがシステムで連携している場合は、システ

ムで共有される情報や共有の方法等の具体的な内容を記した適宜の書類

(イ) 「免税販売手続の代理に関する契約」を締結している手続委託型輸出物品販売場で販売された物品であることの確認

(ロ) 購入記録票及び購入者誓約書の作成

(ハ) 免税販売手続を行う物品が一般物品であるか消耗品であるかの判断

※ ニ～への資料については、許可要件の確認のため参考として添付をお願いしています。

なお、上記のほか、許可要件の確認のために追加資料をお願いする場合があります。

(例：消化仕入れの形態の場合は、その内容がわかる資料等)

(免税販売手続の代理を行う事業者が承認免税手続事業者として承認申請中である場合の手続委託型輸出物品販売場の許可申請)

問 52 当社が経営する販売場について、手続委託型輸出物品販売場としての許可を受けたいのですが、現在、この販売場の免税販売手続の代理を行う予定の事業者が「承認免税手続事業者」として承認申請中です。この場合であっても、「輸出物品販売場許可申請書(手続委託型用)」を提出して手続委託型輸出物品販売場の許可申請を行うことはできますか。

【答】

事業者が経営する販売場について、「手続委託型輸出物品販売場」としての許可を受けるためには、その販売場の免税販売手続の代理を行う事業者が「承認免税手続事業者」の承認を受けている必要があります(消令18の2②二)。

ご質問のように、免税販売手続の代理を行う予定の事業者が、承認免税手続事業者として承認申請中である場合には、「輸出物品販売場許可申請書(手続委託型用)」の参考事項欄に、「承認免税手続事業者は承認申請中です。」と記載した上で許可申請を行って差し支えありません。

なお、手続委託型輸出物品販売場の許可は、当該承認免税手続事業者の承認後となることにご留意ください。

(手続委託型輸出物品販売場の許可要件)

問 53 手続委託型輸出物品販売場の許可を受けるための要件について教えてください。

【答】

手続委託型輸出物品販売場として許可を受けるためには、次の①から③の要件の全てを満たしていることが必要です（消法 8 ⑥、消令 18 の 2 ②二、消基通 8-2-1 (2)）。

《手続委託型輸出物品販売場の許可要件》

① 次のイ及びロの要件を満たす事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が経営する販売場であること。

イ 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から 3 年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

② 現に非居住者の利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。

③ 販売場を営する事業者と当該販売場が所在する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する一の承認免税手続事業者との間において、次のイからハの要件の全てを満たす関係があること（問 54、55 参照）。

イ 当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続につき、代理に関する契約が締結されていること。

ロ 当該販売場において譲渡した物品と当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること。

ハ 当該販売場において譲渡した物品に係る免税販売手続につき必要な情報を共有するための措置が講じられていること。

※ 同一の事業者であっても、異なる販売場ごとに「一般型輸出物品販売場」と「手続委託型輸出物品販売場」の許可を受けることはできますが、同一の販売場について「一般型輸出物品販売場」と「手続委託型輸出物品販売場」の 2 つの許可を同時に受けることはできません（消令 18 の 2 ①②⑮）。

(免税販売手続の代理に関する契約)

問 54 手続委託型輸出物品販売場の許可要件とされている「免税販売手続の代理に関する契約」について教えてください。

【答】

「免税販売手続の代理に関する契約」とは、手続委託型輸出物品販売場で譲渡した免税対象物品の免税販売手続を免税手続カウンターにおいて承認免税手続事業者に代理させることについて、手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者と承認免税手続事業者が締結した契約をいいます。

(物品が同一であることの確認措置等)

問 55 手続委託型輸出物品販売場の許可要件とされている「当該販売場において譲渡した物品と当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること」及び「当該販売場において譲渡した物品に係る免税販売手続につき、必要な情報を共有するための措置が講じられていること」について教えてください。

【答】

手続委託型輸出物品販売場において販売された物品の免税販売手続は、免税販売手続の代理に関する契約を締結している承認免税手続事業者が、免税手続カウンターにおいてのみ行うこととされています（消令 18 の 2 ②二）。

このため、承認免税手続事業者は、免税手続カウンターへ持ち込まれた物品が、手続委託型輸出物品販売場において販売されたものであるかどうかを確認の上、免税販売手続を行う必要があります。

また、購入記録票は、免税手続カウンターにおいて承認免税手続事業者が作成することとなりますから、購入記録票等を作成するために必要な情報（購入記録票等の記載事項及び一般物品であるか消耗品であるかの別が確認できる情報等）を販売場から免税手続カウンターに連絡するなど、免税販売手続に必要となる情報が共有されていなければなりません。

これらのことを確実に行うことができるように、手続委託型輸出物品販売場の許可要件として、次のことが規定されています。

- ① 当該販売場において譲渡した物品と当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること（消令 18 の 2 ②二ロ）。
- ② 当該販売場において譲渡した物品に係る免税販売手続につき、必要な情報を共有するための措置が講じられていること（消令 18 の 2 ②二ハ）。

- 上記①の要件を満たすための手段としては、例えば次のものが考えられます。
- ・ 手続委託型輸出物品販売場において発行するレシートの記載内容をみれば、その販売場で販売された物品であること及び物品の内容が確認できる。  
この場合、免税手続カウンターでは、非居住者からこのレシートと物品の提示を受けて、その販売場で販売された物品と免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認する。
- 上記②の要件を満たすための手段としては、例えば次のものが考えられます。
- ・ 手続委託型輸出物品販売場において発行するレシートに、購入記録票を作成するために必要な情報（事業者の氏名又は名称、購入年月日、品名、品名ごとの数量及び単価（税抜）、販売価額（税抜）、販売価額（税抜）の合計額、一般物品と消耗品の別など）が記載されている。  
この場合、免税手続カウンターでは、当該レシートにより購入記録票を作成する。  
また、当該レシートの記載内容から、免税販売手続を行う物品が一般物品であるか消耗品であるかを区分の上、消耗品である場合は指定された方法により包装する。

（一般型輸出物品販売場から手続委託型輸出物品販売場への変更）

問 56 一般型輸出物品販売場としての許可を受けている販売場から手続委託型輸出物品販売場に変更したいと考えていますが、この場合の手続について教えてください。

【答】

一般型輸出物品販売場として許可を受けている販売場を手続委託型輸出物品販売場に変更する場合には、改めて手続委託型輸出物品販売場としての許可を受ける必要があります（手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続については、問 51 参照）。

なお、一般型輸出物品販売場として許可を受けている販売場が手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた場合、一般型輸出物品販売場の許可の効力は失われます（一の販売場については、一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場のいずれかの許可しか受けることができません。）（消令 18 の 2 ⑮）。

（注） 手続委託型輸出物品販売場から一般型輸出物品販売場に変更する場合も同様です。

(承認免税手続事業者の変更)

問 57 当社は、手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者ですが、今般、この販売場において免税販売手続の代理を行う承認免税手続事業者が他の事業者に変更となる予定です。この場合の当社の手続を教えてください。

【答】

手続委託型輸出物品販売場に係る免税販売手続の代理を行う承認免税手続事業者が他の承認免税手続事業者に変更となる場合には、改めて手続委託型輸出物品販売場の許可を受ける必要があります（消令 18 の 2 ②二、消基通 8 - 2 - 1 の 2）。

ご質問の場合、貴社は、その販売場において変更後の承認免税手続事業者に免税販売手続を代理させるために、新たに「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」を納税地の所轄税務署長に提出することとなります。

併せて、貴社は、変更前の承認免税手続事業者との間の免税販売手続の代理に関する契約に基づき許可を受けていた手続委託型輸出物品販売場について、「輸出物品販売場廃止届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消令 18 の 2 ⑩）。

### 3 承認免税手続事業者の承認申請手続・要件等

(承認免税手続事業者の承認申請手続)

問 58 承認免税手続事業者の承認申請手続について教えてください。

【答】

他の事業者が経営する販売場において販売された物品につき、免税販売手続を代理しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）は、その販売場が所在する特定商業施設ごとに、免税手続カウンターを設置することについて納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要があります（消令 18 の 2 ⑦⑧）。

具体的には、「承認免税手続事業者承認申請書」に次の書類を添付して申請することとなります（消規則 10 の 2 ①②）。

《承認免税手続事業者承認申請書の添付書類》

① 「設置しようとする免税手続カウンター」及び「免税手続カウンターを設置しようとする特定商業施設」の見取図

イ 商店街に免税手続カウンターを設置する場合

商店街の地区又は地域の範囲（隣接又は近接する商店街を含めて一の特定商業施設とする場合はそのことが分かるように記載します。）に当該地区等に所在する組合員の経営する販売場及び免税手続カウンターの設置場所を付記したもの

※ 事業協同組合については、事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域の範囲が分かるよう記載します。

ロ ショッピングセンターやテナントビル等の大規模小売店舗又は一棟の建物に免税手続カウンターを設置する場合

ショッピングセンターやテナントビル等のフロアガイドなどに免税手続カウンターの設置場所を記したもの

② 免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類

・ 免税販売手続マニュアルなど

③ 特定商業施設に該当することを証する書類

イ 商店街に免税手続カウンターを設置する場合

・ 商店街振興組合にあっては、商店街振興組合法第 2 条第 1 項に規定する組合の定款の写し

・ 事業協同組合にあっては、中小企業等協同組合法第 3 条第 1 号に規定する組合の定款の写し

- ロ ショッピングセンターやテナントビル等の大規模小売店舗又は一棟の建物に免税  
 手続カウンターを設置する場合
    - ・ 大規模小売店舗にあっては、大規模小売店舗の新設・変更に関する届出等の写し  
 （当該届出等の地方自治体への提出事実が分かるもの）又はこれに代わる書類
    - ・ 一棟の建物にあっては、建物の登記事項証明書（登記簿謄本）の写し
  - ハ 隣接又は近接の関係にある商店街を一の特定商業施設とする場合（消令第18条の  
 2第6項の規定の適用を受ける場合）
    - ・ 隣接又は近接している商店街が連携して行っているイベント等がある場合には、  
 イベント等の共同事業を記載した事業報告書の該当部分の写しその他活動概要が  
 分かるイベント等のチラシなど
    - ・ 連携したイベント等を行った実績がない場合には、隣接又は近接している商店街  
 が連携して免税手続カウンターを利用する理由等を記した書類など
  - ④ その他参考となるべき書類
    - イ 申請者の事業内容が確認できる資料
      - ・ 会社案内やホームページ掲載情報など
    - ロ 免税販売手続を行う人員の配置状況が確認できる資料
      - ・ 免税手続カウンターの見取図に人員の配置状況を付記したものなど
    - ハ 免税手続カウンターにおいて作成する購入記録票のサンプル
- ※ ④の資料については、承認要件の確認のため参考として添付をお願いしています。

（承認免税手続事業者の承認要件）

問 59 承認免税手続事業者の承認を受けるための要件について教えてください。

【答】

承認免税手続事業者（消費税の課税事業者に限ります。）として承認を受けるためには、  
 次の①から③の要件の全てを満たしていることが必要です（消令18の2⑦、消基通8-2  
 -1の3）。

《承認免税手続事業者の承認要件》

- ① 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。
- ② 免税手続カウンターに免税販売手続に必要な人員を配置すること。
- ③ 輸出品販売場の許可を取り消され又は承認免税手続事業者の承認を取り消され、そ  
 の取消の日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置す  
 る承認免税手続事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

(一般型輸出物品販売場と承認免税手続事業者の兼務)

問 60 一の特定商業施設内で一般型輸出物品販売場を経営する事業者ですが、この販売場で承認免税手続事業者となって他の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続の代理を行うことはできますか。

【答】

一般型輸出物品販売場を経営する事業者が、承認免税手続事業者としての承認を受け、その販売場において、他の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続の代理を行うことは可能です。

なお、免税販売手続の代理を行う手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額(税抜)の合計額とその一般型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額(税抜)の合計額を合算して、免税販売の対象となる下限額(一般物品、消耗品それぞれ5千円)以上であるかどうかを判定することとされています(消令18の3①)(問64、67参照)。

(特定商業施設内で免税手続カウンターを移転、新たに設置又は一部廃止した場合)

問 61 当社は、免税手続カウンターを運営する承認免税手続事業者ですが、特定商業施設内で免税手続カウンターの設置場所を移転する予定です。この場合の手続について教えてください。

【答】

特定商業施設内の免税手続カウンターをその特定商業施設内で移転、新たに設置又は一部を廃止する場合には、その移転、新たに設置又は一部廃止する日の前日までに、「免税手続カウンター設置場所変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(消令18の2⑭、消規則10の2⑥⑦)。

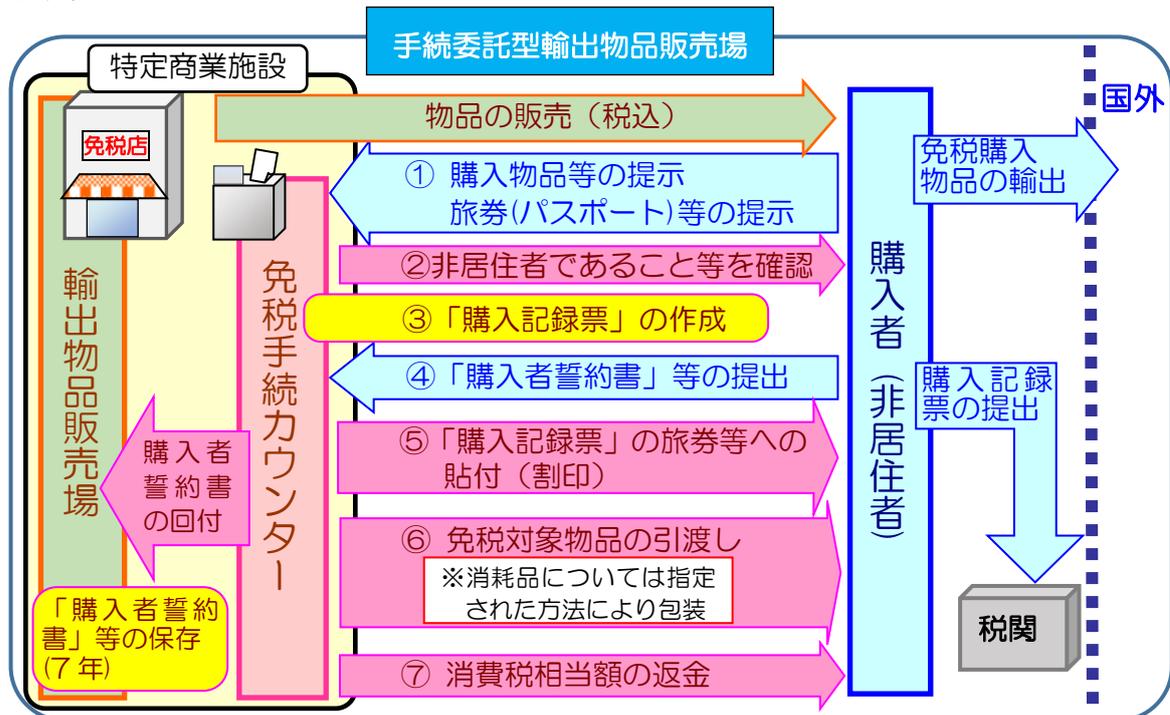
#### 4 免税販売手続

(承認免税手続事業者が行う免税販売手続)

問 62 承認免税手続事業者が免税手続カウンターにおいて行う免税販売手続について教えてください。

【答】

免税手続カウンターにおいて承認免税手続事業者が行う手続は、次の①から⑦までとなります。



- ① 購入者から購入物品等と旅券（パスポート）等の提示を受ける。
- ② 次の事項を確認する。
  - ・ 提示を受けた旅券等により、購入者が非居住者であること。
  - ・ その非居住者が免税手続カウンターにおいて提示する物品と手続委託型輸出物品販売場において販売された物品とが同一であること。
- ③ 手続委託型輸出物品販売場ごとに購入記録票を作成する。
- ④ 購入者誓約書（その非居住者が署名したもの）等の提出を受ける。
- ⑤ 購入記録票をその非居住者の旅券等へ貼付及び割印する。
- ⑥ 免税対象物品を引き渡す（消耗品については、指定された方法により包装）。
- ⑦ 免税販売手続を行った物品に係る消費税相当額をその非居住者へ返金する。

(注 1) 一の特定商業施設内に所在する複数の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続を代理する場合、免税手続カウンターにおいて販売場ごとに購入記録票を作成する必要があります。また、非居住者から提出を受ける購入者誓約書についても同様に

販売場ごとに作成する必要があります（消令 18②、消規則 6①～④、消基通 8-1-7の5）。

- (注 2) 承認免税手続事業者は、非居住者から提出を受けた購入者誓約書を手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者へ回付し、手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者は、回付を受けた購入者誓約書を免税販売手続を行った日の属する課税期間の末日の翌日から 2 か月を経過した日から 7 年間保存する必要があります（消法 8②、消規則 7①）。
- (注 3) 同一の手続委託型輸出物品販売場において、同一の非居住者に対して同一の日に販売する一般物品の販売価額（税抜）の合計額が 100 万円を超える場合には、承認免税手続事業者が免税手続カウンターにおいて非居住者から旅券等の写しの提出を受け、手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者がその旅券等の写しを免税販売手続を行った日の属する課税期間の末日の翌日から 2 か月を経過した日から 7 年間保存することとなります（消法 8②、消令 18⑨、消規則 7①）。
- (注 4) 承認免税手続事業者は、免税販売手続の代理を行う手続委託型輸出物品販売場ごとに、その免税販売手続に際し作成した記録を保存する必要があります（消令 18の3②、消規則 10の4）（問 63 参照）。
- (注 5) 購入日に上記①～⑦の手続を行った場合のみ免税販売することができますので、購入日の翌日以後に手続を行ったとしても免税販売することはできません。

※ 免税手続カウンターにおける免税販売手続に関して、一般型輸出物品販売場と共通する留意点等については、以下の問も併せてご参照ください。

- ・ 免税販売の方法 問 24
- ・ 購入記録票の作成方法・購入者誓約書に記載すべき事項等 問 25～30
- ・ 消耗品の包装の方法 問 31～33
- ・ 購入者誓約書の電磁的記録による提供・保存 問 34、35
- ・ 旅券等の写しの電磁的記録による提供・保存 問 36

(参考)

平成 32 年（2020 年）4 月 1 日から、免税販売手続が電子化されます。免税販売手続の電子化後は、承認免税手続事業者が行う免税販売手続が変わりますので、ご留意ください。

なお、平成 32 年（2020 年）4 月 1 日から平成 33 年（2021 年）9 月 30 日までの間は、経過措置として現在の免税販売手続によることができることとされています。

詳しくは「輸出物品販売場制度の免税販売手続電子化に関する Q & A」をご参照ください。

(免税販売手続に関する記録の保存)

問 63 承認免税手続事業者は、免税販売手続の代理を行う手続委託型輸出物品販売場ごとに、免税販売手続に関し作成した記録を保存しなければならないとのことですが、具体的にはどのような記録をどれくらいの期間保存する必要がありますか。

【答】

承認免税手続事業者は、手続委託型輸出物品販売場ごとに購入記録票等の作成を行いますから、その作成の基礎となる次の事項を記録して事後においても確認できるようにしておく必要があります(消令18の3②、消規則10の4)。

- ・ 免税販売手続を行った物品の単価(税抜)、販売価額(税抜)、販売価額(税抜)の合計額
- ・ 他の手続委託型輸出物品販売場の販売価額(税抜)の合計額と合算して免税販売の対象となる下限額を判定した場合には、合算により免税販売の対象となったこと

具体的には、承認免税手続事業者において、手続委託型輸出物品販売場ごとに、①免税販売手続を行った日、②その際の販売価額(税抜)、③他の手続委託型輸出物品販売場の販売価額(税抜)と合算して免税販売の対象となった場合にはその状況(例えば帳簿等の備考欄にA店舗とB店舗分を合算など)を記載した帳簿等を作成して、免税販売手続を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間、承認免税手続事業者の納税地又は特定商業施設内に設置する免税手続カウンターの所在地に保存しなければなりません。

なお、免税販売手続の際に作成した購入者誓約書には、上記の①から③までを確認することができる記載がされていますので、上記の帳簿等に代えて、購入者誓約書の写しの保存とすることもできます。

(免税手続カウンターにおける手続等の特例)

問 64 手続委託型輸出物品販売場制度において、その物品の販売価額(税抜)の合計額が免税販売の対象となる下限額以上かどうかの判定に係る特例があるとのことですが、その概要について教えてください。

【答】

一の特定商業施設内の複数の手続委託型輸出物品販売場(その特定商業施設内において承認免税手続事業者が経営する一般型輸出物品販売場のうち、免税手続カウンターを設置している一般型輸出物品販売場を含みます。問60参照)において、同一の日に同一の非居住者に対して譲渡する一般物品の販売価額(税抜)の合計額と消耗品の販売価額(税抜)の合計額について、その免税販売手続を代理する一の承認免税手続事業者がそれぞれの販売価額(税抜)の合計額を一般物品と消耗品の別に合算して、免税販売の対象となる下限額の判定(一般物品、消耗品の区分に応じそれぞれ5千円以上であるかどうかの判定)を行うことが

できることとされています（消令 18⑧、18 の 3①）。

なお、その免税手続きカウンターで免税販売を行う物品の全てについて、必ず合算して免税販売の対象となる下限額以上かどうかの判定を行わなければならないということではありません。

#### 【平成 30 年 7 月 1 日以後に行う免税販売】

平成 30 年 7 月 1 日以後に行う免税販売について、一般物品と消耗品の販売価額（税抜）が 5 千円未満であったとしても、合計額が 5 千円以上であれば、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装（問 31 参照）することで、免税販売することができることとされました。この場合、当該一般物品は消耗品として取り扱うこととなります（問 12 参照）。

この取扱いは手続委託型輸出物品販売場制度にも適用されますので、A 店で 1 個 4 千円（税抜）の一般物品を販売し、B 店で 1 個 2 千円（税抜）の消耗品を販売した場合であっても、免税手続きカウンターでこれら商品を指定された方法により包装することで、消耗品としての販売価額（税抜）の合計額が 5 千円以上となりますので免税販売することができます。

#### （免税手続きカウンターにおける消耗品の上限額の判定）

問 65 複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額を合算して免税販売の対象となる下限額以上かどうかの判定を行った結果、消耗品の販売価額（税抜）の合計額の合算後の額が 50 万円を超えることとなった場合、この消耗品の販売は免税対象とならないのですか。

#### 【答】

免税手続きカウンターにおける手続等の特例（問 64 参照）と異なり、消耗品の販売価額（税抜）の合計額が免税販売の対象となる 50 万円以下の範囲内であるかどうかについては、それぞれの手続委託型輸出物品販売場における消耗品の販売価額（税抜）の合計額により判定することとなります（消令 18①二、消基通 8-1-7 の 6）。

したがって、複数の手続委託型輸出物品販売場における消耗品の販売価額（税抜）の合計額を合算して判定する必要はありません。

ご質問の場合は、それぞれの手続委託型輸出物品販売場における販売価額（税抜）の合計額が 50 万円以下の範囲内であれば、免税対象となります。

#### <具体例>

① 甲店で 1 個 40 万円（税抜）の消耗品 A、乙店で 1 個 20 万円（税抜）の消耗品 B を販売した場合（甲店と乙店の消耗品の販売価額（税抜）の合算後の額 60 万円）

免税手続きカウンターで免税販売手続を行う消耗品の販売価額（税抜）の合算後の額が 50 万円を超えますが、甲店及び乙店における消耗品の販売価額（税抜）はそれぞれ 5 千円以上 50 万円以下の範囲内ですので、消耗品 A、B ともに免税対象となります。

- ② 甲店で 1 個 60 万円（税抜）の消耗品 A、乙店で 1 個 4 千円（税抜）の消耗品 B を販売した場合

甲店で販売した消耗品 A はその販売価額（税抜）が 50 万円を超えているため免税対象となりませんので、免税手続きカウンターにおける合算の対象となりません。

したがって、免税手続きカウンターにおいては、甲店と乙店における消耗品の販売価額（税抜）の合算後の額ではなく、乙店で販売した消耗品 B の販売価額（税抜）が 5 千円以上 50 万円以下の範囲内かどうかを判定することとなりますが、乙店で販売した消耗品 B の販売価額（税抜）は 5 千円以上ではないため、消耗品 B も免税対象となりません。

（複数の手続委託型輸出物品販売場における一般物品の合算金額が 100 万円を超える場合）

問 66 複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額を合算した結果、同一の日における同一の非居住者に対する一般物品の販売価額（税抜）の合計額の合算後の額が 100 万円を超えた場合、販売場を運営する事業者において旅券等の写しを保存しなければならないのですか。

【答】

免税手続きカウンターにおける手続等の特例（問 64 参照）と異なり、一般物品の販売価額（税抜）の合計額が 100 万円を超えるかどうかについては、それぞれの手続委託型輸出物品販売場における一般物品の販売価額（税抜）の合計額により判定することとなります（消令 18②一八、消基通 8-1-7 の 6）。

したがって、複数の手続委託型輸出物品販売場における一般物品の販売価額（税抜）の合計額を合算して判定することとはなりません。

ご質問の場合は、それぞれの手続委託型輸出物品販売場における販売価額（税抜）の合計額が 100 万円を超えていない場合には、手続委託型輸出物品販売場を運営する事業者において旅券等の写しを保存する必要はありません。

<具体例>

- ① 甲店で 1 個 40 万円（税抜）の一般物品 A、乙店で 1 個 70 万円（税抜）の一般物品 B を販売した場合（甲店と乙店の一般物品の販売価額（税抜）の合算後の額 110 万円）

免税手続きカウンターで免税販売手続を行う一般物品の販売価額（税抜）の合算後の額が 100 万円を超えますが、甲店及び乙店における一般物品の販売価額（税抜）はそれぞれ 100 万円を超えていませんので、甲店を運営する事業者、乙店を運営する事業者ともに旅券等の写しを保存する必要はありません。

- ② 甲店で1個40万円（税抜）の一般物品A、乙店で1個110万円（税抜）の一般物品Bを販売した場合（甲店と乙店の一般物品の販売価額（税抜）の合算後の額150万円）

甲店で販売した一般物品Aの販売価額（税抜）は100万円を超えていないため、甲店を経営する事業者において旅券等の写しを保存する必要はありませんが、乙店で販売した一般物品Bの販売価額（税抜）は100万円を超えているため、乙店を経営する事業者においては旅券等の写しを保存する必要があります。

※ 承認免税手続事業者が免税手続カウンターにおいて旅券等の写しの提出を受け、手続委託型輸出物品販売場がその旅券等の写しを保存することとなります。

（一般型輸出物品販売場で譲渡した物品に係る手続等の特例）

問 67 一般型輸出物品販売場を経営する事業者ですが、この販売場で、承認免税手続事業者として他の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続も代理しています。この一般型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額と他の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額とを合算して、その物品が免税販売の対象となる下限額以上かどうかの判定を行うことはできますか。

【答】

一の承認免税手続事業者が、免税販売手続を代理する複数の手続委託型輸出物品販売場における一般物品の販売価額（税抜）の合計額と消耗品の販売価額（税抜）の合計額を一般物品と消耗品の別にそれぞれ合算している場合には、その合算後の額により免税販売の対象となる下限額（一般物品、消耗品それぞれ5千円）以上であるかどうかの判定を行うことができます（問 64 参照）。

この場合の手続委託型輸出物品販売場には、その特定商業施設内において承認免税手続事業者が経営する一般型輸出物品販売場のうち、免税手続カウンターを設置している一般型輸出物品販売場を含むとされています。

したがって、承認免税手続事業者として、その免税手続カウンターを設置している一般型輸出物品販売場と他の手続委託型輸出物品販売場で販売する物品について、一般物品の販売価額（税抜）の合計額と消耗品の販売価額（税抜）の合計額をそれぞれ合計している場合には、その合算後の額により免税販売の対象となる下限額以上であるかどうかの判定を行うことができます（消令 18 の 3 ①）。

(合算する場合の購入記録票等の記載事項)

問 68 免税手続カウンターにおいて、複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額を合算することとしていますが、その際に作成する購入記録票等には、合算後の額を記載するのですか。

【答】

複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品について、免税手続カウンターにおいて一般物品と消耗品とに区分してそれぞれの販売価額（税抜）の合計額を合算する場合には、購入記録票及び購入者誓約書にその複数の手続委託型輸出物品販売場における購入の事実を付記することとされています（消令 18 の 3 ①）。

このため、合算する場合には、それぞれの手続委託型輸出物品販売場の購入記録票等には、各販売場において販売した物品に係る品名ごとの単価（税抜）、販売価額（税抜）や販売価額（税抜）の合計額に加え、複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の合算後の額の記載（一般物品と消耗品とに区分して記載）が必要です。

5 免税対象物品を免税手続カウンターに引き渡し海外へ直送する場合

(免税対象物品を免税手続カウンターに引き渡し海外へ直送する場合)

問 69 免税手続カウンターで免税販売手続を行い、その場で免税対象物品を引き渡し海外へ直送する場合の手続を教えてください。

【答】

非居住者が手続委託型輸出物品販売場において購入する免税対象物品を海外へ直送する場合において、免税手続カウンターに運送契約書の写しの提出及び旅券等の提示を行い、その場で当該物品を国際第二種貨物利用運送事業者(承認免税手続事業者が代理人となっている場合には、当該承認免税手続事業者)に引き渡す場合には、免税手続カウンターにおいても一般型輸出物品販売場の例と同様に、購入記録票の作成や購入者誓約書の提出等を省略することができます。

具体的な手続(承認免税手続事業者が運送事業者の代理人である場合)は次のとおりです。

① 運送契約の締結

非居住者は、免税対象物品の輸出に係る運送契約を国際第二種貨物利用運送事業者の代理人である承認免税手続事業者と締結します。

② 旅券(パスポート)等の提示及び運送契約書(写)の提出

非居住者は、承認免税手続事業者に旅券等を提示するとともに国際第二種貨物利用運送事業者の代理人(承認免税手続事業者)との間で締結した運送契約書の写しを提出します。

承認免税手続事業者は、提示を受けた旅券等により、購入者が非居住者であることを確認します。

③ 免税対象物品の引渡し

非居住者は、購入した物品をその場で国際第二種貨物利用運送事業者の代理人(承認免税手続事業者)に引き渡し、当該代理人は当該運送事業者に物品を引き渡します。

④ 免税対象物品の輸出

国際第二種貨物利用運送事業者は、引渡しを受けた免税対象物品を輸出します。

⑤ 運送契約書等の保存

手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者は、提出された運送契約書の写しを納税地又は当該譲渡に係る販売場の所在地に保存します。保存期間は、免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間です(消規則7①)。

国際第二種貨物利用運送事業者は、運送契約書を納税地又は当該運送契約の締結に係る事務所の所在地に保存します。保存期間は、当該運送契約を締結した日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間です(消規則7の2②)。

また、承認免税手続事業者は、免税販売手続の代理を行う手続委託型輸出物品販売場ごとに、その免税販売手続に関し作成した記録を保存する必要があります（消規則 10 の 4）（問 63、70（注 2）参照）。

（注） 同一の輸出物品販売場において、同一の日に同一の非居住者に対して販売する一般物品の販売価額（税抜）の合計額が 100 万円を超える場合には、非居住者は、輸出物品販売場を経営する事業者の旅券等の写しを提出しなければなりません。当該合計額が 100 万円を超えるかどうかは、それぞれの手続委託型輸出物品販売場における一般物品（海外へ直送する物品を除く。）の販売価額（税抜）の合計額により判定します（消令 18②一八）（問 42、66 参照）。

※ 一般型輸出物品販売場において免税対象物品を海外へ直送する場合と共通する留意点等については、問 38～42 も併せてご参照ください。

（参考）

平成 32 年（2020 年）4 月 1 日から、免税販売手続が電子化されます。免税販売手続の電子化後は、免税対象物品を海外へ直送する場合の免税販売手続が変わりますので、ご注意ください。

なお、平成 32 年（2020 年）4 月 1 日から平成 33 年（2021 年）9 月 30 日までの間は、経過措置として現在の免税販売手続によることができることとされています。

詳しくは「輸出物品販売場制度の免税販売手続電子化に関する Q & A」をご参照ください。

（運送契約書の作成単位）

問 70 免税手続カウンターにおいて、免税販売手続を代理する手続委託型輸出物品販売場ごとに購入記録票を作成していますが、非居住者が購入した免税対象物品を海外へ直送する場合の運送契約書については、送付先が一箇所であることから、当該販売場ごとに作成せず、一の運送契約書としてよいでしょうか。

【答】

手続委託型輸出物品販売場制度において、非居住者が購入した免税対象物品を海外へ直送する場合、承認免税手続事業者が国際第二種貨物利用運送事業者の代理人である場合には、個々の手続委託型輸出物品販売場から当該物品を海外へ直送するのではなく、免税手続カウンターにおいて非居住者から当該物品の引渡しを受けた承認免税手続事業者（国際第二種貨物利用運送事業者の代理人）が海外へ直送することとなります。

この場合において、非居住者が国際第二種貨物利用運送事業者と締結する免税対象物品の輸出に係る運送契約書は、免税対象物品を販売した手続委託型輸出物品販売場ごとに作成せ

ず、一の運送契約書として差し支えありません。

ただし、運送契約書の写しは、免税対象物品を販売した手続委託型輸出物品販売場を営業者の納税地又は当該販売場の所在地において保存する必要があることから、免税手続カウンターから各販売場を営業者又は各販売場に、当該一の運送契約書の写し（他の販売場に係る免税対象物品等の記載部分を除く。）を送付する必要があります。

（注1） 当該一の運送契約書には、各販売場を営業者の氏名又は名称及び販売場の所在地、各販売場で販売した物品の品名、品名ごとの数量及び単価（税抜）、物品の販売価額（税抜）の合計額をそれぞれ記載する必要があります。

（注2） 承認免税手続事業者は、免税販売手続の代理を行う手続委託型輸出物品販売場ごとに、免税販売手続に関し作成した記録を保存することとされています（消令18の3②、消規則10の4）（問63参照）が、当該一の運送契約書の写しを保存することにより、免税販売手続に関し作成した記録の保存とすることができます。

（免税手続カウンターにおいて合算する場合の記載金額）

問71 免税手続カウンターにおいて、免税販売手続を代理する各手続委託型輸出物品販売場の販売価額（税抜）の合計額を合算して、免税販売の対象となる購入下限額以上かどうかを判定しています。

免税対象物品の一部を海外へ直送し、一部は非居住者が携帯して輸出する場合、運送契約書等及び購入記録票等への金額の記載は、それぞれどのようにすればよいのでしょうか。

【答】

免税手続カウンターにおいて、一般物品と消耗品の別に複数の手続委託型輸出物品販売場の販売価額（税抜）の合計額を合算する場合には、運送契約書等や購入記録票等の記載事項に加え、複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品を一般物品と消耗品の別に合算した金額を記載する必要があります（消令18の3①）（問68参照）。

ところで、免税対象物品の一部を海外へ直送し、一部を非居住者が携帯して輸出する場合における免税販売の対象となる金額の判定は、海外へ直送する物品と非居住者が携帯して輸出する物品とを区分せず行うこととなります（消令18①⑧）（問40参照）。

したがって、ご質問の場合には、海外へ直送する物品と非居住者が携帯して輸出する物品とを区分せずに一般物品と消耗品の別に合算した金額を、該当する運送契約書等及び購入記録票等のそれぞれに記載する必要があります。

<具体例>

甲店で購入した4千円（税抜）の消耗品Aと、乙店で購入した2千円（税抜）の消耗品B

について、免税手続カウンターにおいて手続を行い、消耗品Aを海外へ直送し、消耗品Bを非居住者が携帯して輸出する場合（消耗品の合計額6千円）

甲店で販売した消耗品Aと乙店で販売した消耗品Bは、それぞれ50万円以下であり免税対象となるため、免税手続カウンターにおける合算の対象となります。

免税手続カウンターにおける合算は、海外へ直送する物品と非居住者が携帯する物品とを区分せずに行います。

このため、海外へ直送する消耗品Aと非居住者が携帯して輸出する消耗品Bの販売価額（税抜）の合計額は5千円以上であることから、消耗品Aと消耗品Bのいずれも免税対象となります。

この場合、承認免税手続事業者は、甲店で販売した免税対象物品に係る運送契約書等と乙店で販売した免税対象物品に係る購入記録票等のそれぞれに、消耗品の販売価額（税抜）の合算後の額が6千円である旨を付記する必要があります。

6 商店街の地区等に所在する大規模小売店舗内の販売場に係る特例

(商店街の地区等に所在する大規模小売店舗内の販売場に係る特例)

問 72 商店街に所在する大規模小売店舗の設置者が、その商店街に係る商店街振興組合等の組合員である場合、当該大規模小売店舗内の販売場は、当該商店街内の免税手続カウンターを利用できるとのことですが、その概要について教えてください。

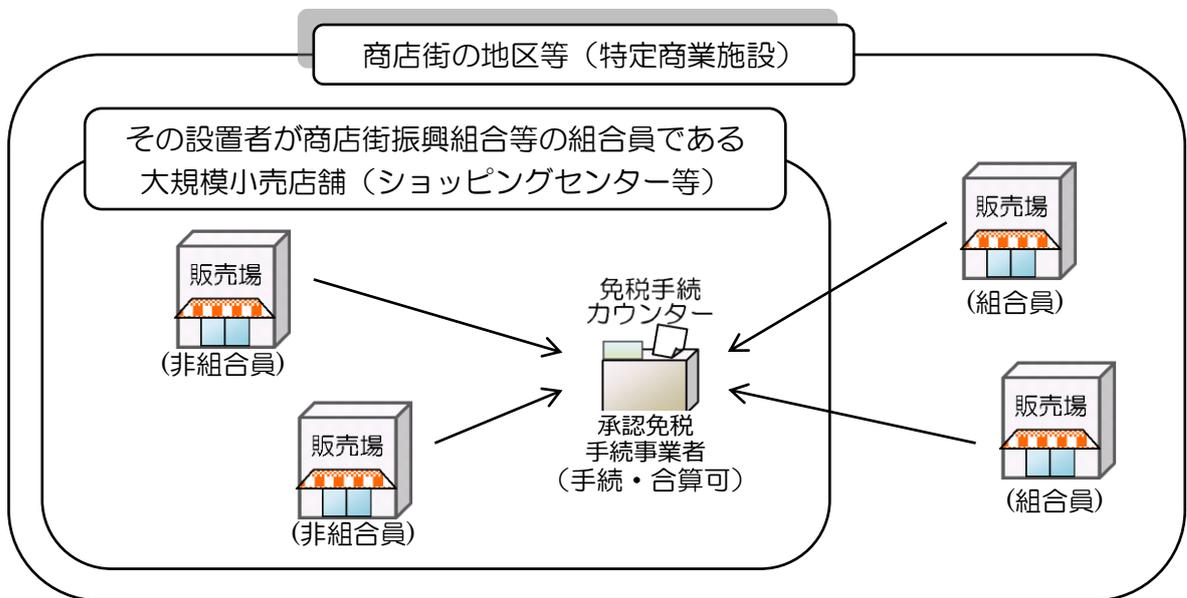
【答】

商店街の地区等<sup>(注)</sup>にショッピングセンター等の大規模小売店舗を設置している者が、その商店街に係る商店街振興組合又は中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合（以下「商店街振興組合等」といいます。）の組合員である場合には、当該大規模小売店舗内で販売場を経営する他の事業者（非組合員）は、当該販売場を商店街の地区等に所在する販売場とみなして、手続委託型輸出物品販売場の許可を受けることができます（消令 18 の 2⑤）。

当該特例を適用して許可を受けた大規模小売店舗内の手続委託型輸出物品販売場と当該商店街の地区等に所在する手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続については、一の承認免税手続事業者が代理することができます。

また、それぞれの販売場の販売価額（税抜）の合計額を一般物品と消耗品の別に合算して、免税販売の対象となる購入下限額以上かどうかを判定することもできます（消令 18 の 3①）。

(注) 「商店街の地区等」とは、商店街振興組合の定款に定められた地区及び事業協同組合における一の商店街が形成されている地域をいいます（消令 18 の 2④⑤）。



(商店街の地区等に所在する販売場とみなす場合の手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続)

問 73 当社は、商店街振興組合の組合員が設置する大規模小売店舗内で販売場を営んでいます。今般、当該販売場について、商店街の販売場と共同で免税手続カウンターを利用するために手続委託型輸出物品販売場の許可を受けようと考えていますが、必要な手続について教えてください。

なお、当社は当該商店街振興組合の組合員ではありません。

【答】

ご質問の場合、貴社は当該商店街振興組合の組合員ではありませんが、商店街の地区等に所在する大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合等の組合員であることから、貴社の当該大規模小売店舗内の販売場を商店街の地区等に所在する販売場とみなして手続委託型輸出物品販売場の許可を受けることができます（消令 18 の 2 ⑤）。

この許可を受けようとする場合には、「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」に次の書類を添付して、納税地の所轄税務署長に申請することとなります（消法 8 ⑥、消令 18 の 2 ①、消規則 10 ①二、②二）。

なお、この許可を受けるための要件として、当該免税手続カウンターを設置する事業者が、当該商店街の地区等を特定商業施設とする免税手続カウンターを設置することについて、その納税地の所轄税務署長の承認を受けていることが必要です（消令 18 の 2 ⑦）。

≪「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」の添付書類≫

① 販売場が所在する特定商業施設の見取図

- ・ 商店街の地区等の範囲（隣接又は近接する商店街を一の特定商業施設とする場合は、そのことが分かるように記載します。）に販売場及び免税手続カウンターの場所を付記したもの（販売場の場所についてはショッピングセンターやテナントビル等のフロアガイドなどに付記します。免税手続カウンターが同ショッピングセンター等内に設置される場合も同様です。）

※ 事業協同組合については、事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域の範囲が分かるよう記載します。

② 承認免税手続事業者との間で締結した免税販売手続の代理に関する契約書の写し

③ 組合の定款の写し

- ・ 商店街振興組合にあつては、商店街振興組合法第 2 条第 1 項に規定する組合の定款の写し
- ・ 事業協同組合にあつては、中小企業等協同組合法第 3 条第 1 号に規定する組合の定款の写し

※ 隣接又は近接する商店街を一の特定商業施設とする場合は、その一の特定商業施設

設としたそれぞれの商店街の組合の定款の写しが必要です。

- ④ 大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合等の組合員であることが確認できる資料
- ・ 組合員名簿など
- ⑤ 申請者の事業内容が確認できる資料
- ・ 会社案内やホームページ掲載情報など
- ⑥ 許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料
- ・ 取扱商品リスト、商品カタログなど（主な取扱商品の一覧表など）
- ⑦ 免税手続きカウンターにおいて免税販売を行うために、販売場から免税手続きカウンターへ連絡（共有）する情報が記載された書類
- ・ 販売場で発行するレシートの雛型、一般物品と消耗品の別が分かる取扱商品リストなど
- ※ 免税手続きカウンターにおいて、次のイからハを行うために使用する書類の写し又は販売場と免税手続きカウンターがシステムで連携している場合は、システムで共有される情報や共有の方法等の具体的な方法を記した適宜の書類
- イ 「免税販売手続きの代理に関する契約」を締結している手続委託型輸出物品販売場で販売された物品であることの確認
  - ロ 購入記録票及び購入者誓約書の作成
  - ハ 免税販売を行う物品が一般物品であるか消耗品であるかの判断
- ※ ⑤～⑦の資料は、許可要件の確認のため参考として添付をお願いしています。

（免税手続きカウンターに係る特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する場合の承認免税手続き事業者の承認申請手続）

問 74 当社は、商店街の地区等に所在する大規模小売店舗内に免税手続きカウンターを設置し、当該大規模小売店舗内の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続きを代理している承認免税手続き事業者です。

今般、当該商店街内の販売場の免税販売手続きも代理し、当該大規模小売店舗内の販売場と当該商店街内の販売場の免税販売手続きを併せて当該免税手続きカウンターにおいて行いたいと考えていますが、必要な手続について教えてください。

なお、当該大規模小売店舗の設置者は商店街振興組合の組合員です。

【答】

商店街の地区等に所在する大規模小売店舗（当該大規模小売店舗を設置している者が当該商店街の商店街振興組合等の組合員である場合に限り）を特定商業施設とする免税手続きカウンターを設置している承認免税手続き事業者が、当該免税手続きカウンターを当該商店街の地区等を特定商業施設とする免税手続きカウンターに変更するためには、新たに承認

免税手続事業者の承認を受ける必要があります（消令 18 の 2 ⑫、消規 10 の 2 ③④）。

この承認を受けようとする場合には、「承認免税手続事業者承認申請書」に、特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する旨を記載し、次の書類を添付して、納税地の所轄税務署長に申請することとなります（消令 18 の 2 ⑫）。

なお、新たに承認免税手続事業者の承認を受けた場合には、大規模小売店舗を特定商業施設とする従前の承認免税手続事業者の承認の効力は失われます（消令 18 の 2 ⑫）。

≪「承認免税手続事業者承認申請書」の添付書類≫

① 「設置しようとする免税手続カウンター」及び「免税手続カウンターを設置しようとする特定商業施設（商店街及び大規模小売店舗）」の見取図

- ・ 商店街の地区又は地域の範囲（隣接又は近接する商店街を含めて一の特定商業施設とする場合はそのことが分かるように記載します。）に当該地区等に所在する免税手続カウンターの設置場所及び免税販売手続を代理する販売場を付記したもの

※ 事業協同組合については、事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域の範囲が分かるよう記載します。

② 免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類

- ・ 免税販売手続マニュアルなど

③ 特定商業施設に該当することを証する書類

- ・ 商店街振興組合にあっては、商店街振興組合法第 2 条第 1 項に規定する組合の定款の写し
- ・ 事業協同組合にあっては、中小企業等協同組合法第 3 条第 1 号に規定する組合の定款の写し

※ 隣接又は近接の関係にある商店街を一の特定商業施設とする場合（消令第 18 条の 2 第 6 項の規定の適用を受ける場合）は次の書類を合わせてご提出ください。

- ・ 隣接又は近接している商店街が連携して行っているイベント等がある場合には、イベント等の共同事業を記載した事業報告書の該当部分の写しその他活動概要が分かるイベント等のちらしなど
- ・ 連携したイベント等を行った実績がない場合には、隣接又は近接している商店街が連携して免税手続カウンターを利用する理由等を記した書類など

④ 現に免税販売手続を代理している手続委託型輸出物品販売場ごとの次の書類

イ 手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称、納税地及び当該販売場の名称及び所在地を記載した書類

ロ 承認免税手続事業者が新たに承認を受けようとする商店街の地区等を特定商業施設とする免税手続カウンターにおいて、引き続き、当該承認免税手続事業者が免税販売手

続を代理することについて、当該大規模小売店舗内で手続委託型輸出物品販売場を  
営する事業者が同意すること又は同意しないことが確認できる書類<sup>(注)</sup>

- ⑤ 大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合等の組合員であることが確認でき  
る資料（組合員名簿など）
- ⑥ その他参考となるべき書類
- イ 申請者の事業内容が確認できる資料
- ・ 会社案内やホームページ掲載情報など
- ロ 免税販売手続を行う人員の配置状況が確認できる資料
- ・ 免税手続カウンターの見取図に人員の配置状況を付記したものなど
- ハ 免税手続カウンターにおいて作成する購入記録票のサンプル
- ※ ⑥の資料は、承認要件の確認のため参考として添付をお願いしています。

(注) 当該大規模小売店舗内で手続委託型輸出物品販売場を営する事業者が、当該商店  
街の地区等を特定商業施設とする免税手続カウンターにおいて、引き続き免税販売  
手続を代理させるためには、承認免税手続事業者が引き続き免税販売手続を代理す  
ることに同意することが必要です（問 73 参照）。

(大規模小売店舗内の手続委託型輸出物品販売場の手続)

問 75 当社は、大規模小売店舗内で手続委託型輸出物品販売場を営する事業者です。今  
般、免税販売手続を代理させている承認免税手続事業者から、「免税手続カウンターに  
係る特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する」旨の連絡  
がありました。この場合、当社はどのような手続が必要ですか。

【答】

商店街の地区等に所在する大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合等の組合  
員である場合には、当該大規模小売店舗内で販売場を営する他の事業者は、当該販売場を  
当該商店街の地区等に所在する販売場とみなして手続委託型輸出物品販売場の許可を受け  
ることができることとされています（消令 18 の 2⑤）。

当該販売場が、既に大規模小売店舗を特定商業施設とする手続委託型輸出物品販売場の  
許可を受けている場合には、免税販売手続を代理させている承認免税手続事業者が特定商  
業施設を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する承認を受けることにより、当該販  
売場は商店街の地区等に所在する販売場として免税販売手続を代理させることができます。

ご質問の場合において、貴社が引き続きその承認免税手続事業者に免税販売手続を代理  
させるためには、当該承認免税手続事業者が引き続き免税販売手続を代理することに同意  
する旨の書類を当該承認免税手続事業者に提出する必要があります（消令 18 の 2⑬、消規  
則 10 の 2⑤）。

《当該承認免税事業者に引き続き免税販売手続を代理させることに同意する場合》

同意した当該販売場については、当該承認免税手続事業者が承認を受けた日に、商店街の地区等を特定商業施設とする手続委託型輸出物品販売場の許可を受けたものとみなされますので、旧手続委託型輸出物品販売場の許可の効力は同日限り失われます。

この場合、改めて税務署への許可申請等の手続を行う必要はありません(消令 18 の 2 ⑬)。

《当該承認免税事業者に引き続き免税販売手続を代理させることに同意しない場合》

承認免税手続事業者が新たに承認を受けた日以後は、当該販売場承認免税手続事業者に免税販売手続を代理させることができなくなります。

この場合、当該販売場において引き続き免税販売を行うためには、改めて一般型輸出物品販売場の許可を受けていただく(18 の 2 ⑮)、若しくは当該販売場に係る輸出物品販売場廃止届出書を提出し、当該販売場について手続委託型輸出物品販売場の許可を受ける必要があります(消令 18 の 2 ②二、18 の 2 ⑯)。

#### IV 事前承認港湾施設に係る臨時販売場制度

(事前承認港湾施設に係る臨時販売場制度)

問 76 事前承認港湾施設に係る臨時販売場制度の概要を教えてください。

【答】

事前承認港湾施設に係る臨時販売場制度とは、外航クルーズ船等<sup>(※1)</sup>が寄港する港湾の港湾施設内に、場所及び期限を定めて設置する臨時販売場<sup>(※2)</sup>について、次の①から③の要件の全てを満たす場合には、その販売場を輸出物品販売場とみなして免税販売を行うことができる制度です(消法8⑧⑨)。

- ① 臨時販売場を設置しようとする事業者は、輸出物品販売場を経営する事業者であること。
- ② 臨時販売場を設置する見込みの港湾施設について、納税地の所轄税務署長の承認を受けていること。
- ③ 臨時販売場を設置する日の前日までに、臨時販売場を設置する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出していること。

※1 外航クルーズ船等とは、国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶をいいます。

※2 臨時販売場とは、国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶に乗船する旅客に対して物品を譲渡するために期間を定めて設置する販売場をいいます。

(事前承認港湾施設の承認対象となる港湾施設)

問 77 事前承認港湾施設の承認対象となる「港湾施設」について教えてください。

【答】

事前承認港湾施設の承認対象となる港湾施設とは、港湾法第2条第5項に規定する港湾施設(同条第6項の規定により港湾施設とみなされるものを含みます。)をいいます。

なお、臨時販売場を設置する場所としては、同条第5項第3号(係留施設)、第4号(臨港交通施設)、第6号(荷さばき施設)、第7号(旅客施設)、第8号(保管施設)、第8号の3(港湾情報提供施設)、第9号の3(港湾環境整備施設)の施設等が該当します。

【参考1】

○ 港湾法(昭和三十五年法律第二百十八号)(抄)

(定義)

第二条 (省略)

2~4 (省略)

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号ま

でに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

一・二 (省略)

三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、物揚場及び船揚場

四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁<sup>りょう</sup>、鉄道、軌道、運河及びヘリポート

五 (省略)

六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋

七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所

八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設

八の二 (省略)

八の三 港湾情報提供施設 案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設

九・九の二 (省略)

九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設

十～十四 (省略)

6 前項第一号から第十一号までに掲げる施設で、港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によって認定したものは、港湾施設とみなす。

7～10 (省略)

## 【参考2】

岸壁等に臨時に出店するために港湾施設を使用する場合は、港湾施設の管理者から港湾施設に係る使用許可を受ける必要があります（又は港湾施設の管理者より、当該港湾施設への出店者の募集の依頼を受けて出店を許可する者から、出店の許可を受ける必要があります。）。

※ 港湾施設の使用許可申請手続については、許可を受けようとする港湾施設の管理者にお問合わせください。

港湾管理者の名称及び港湾の名称は、以下の国交省港湾局ホームページに掲載されています。

[http://www.mlit.go.jp/statistics/details/port\\_list.html](http://www.mlit.go.jp/statistics/details/port_list.html)

（国土交通省港湾局ホームページ「統計情報」の港湾関係情報・データ No1「港湾管理者一覧表」を参照。）

なお、港湾管理者の連絡先がご不明な場合は、最寄りの国土交通省地方整備局等にお問合わせください（国土交通省地方整備局等の連絡先は、末尾（P69）に掲載しています。）。

## （事前承認港湾施設の承認申請手続）

問 78 事前承認港湾施設の承認申請手続について教えてください。

## 【答】

事前承認港湾施設の承認を受けようとする事業者（輸出品販売場を経営する事業者に限ります。）は、承認を受けようとする港湾施設ごとに、納税地の所轄税務署長の承認を受け

る必要があります（消法8⑧⑨、消令18の4①、消規則10の5①）。

具体的には、「事前承認港湾施設承認申請書」に次の書類を添付して申請することとなります（消規則10の5②）。

《事前承認港湾施設承認申請書の添付書類》

- ① 承認を受けようとする港湾施設の見取図
  - ② 次のイ又は口のいずれかの書類
    - イ 港湾施設内に臨時販売場を設置した事実を証する書類
      - ・ 過去に港湾施設内に臨時販売場を設置した際の港湾施設使用許可書、出店許可書の写しなど
    - ロ 港湾施設内に臨時販売場を設置する意思を有する旨を証する書類
      - ・ 港湾施設使用許可申請書、出店許可申請書又は港湾施設使用許可書の写しなど
  - ③ 申請者の事業内容が確認できる資料
    - ・ 会社案内やホームページ掲載情報など
  - ④ 臨時販売場で販売する商品の内容が確認できる資料
    - ・ 取扱商品リストなど
- ※ ③、④の資料については、承認要件の確認のため参考として添付をお願いしています。

（事前承認港湾施設の承認要件）

問 79 事前承認港湾施設の承認を受けるための要件について教えてください。

【答】

事前承認港湾施設の承認を受けようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）がその承認を受けるためには、次の要件の全てを満たすことが必要です（消基通8-2-1の4）。

《事前承認港湾施設の承認要件》

- ① 港湾施設内に臨時販売場を設置する見込みがあること。
- ② 承認を受けようとする港湾施設が、臨時販売場を設置する場所として不相当と認められる場所でないこと。

(手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者に係る事前承認港湾施設の承認)

問 80 当社は、手続委託型輸出物品販売場として許可を受けた販売場を経営していますが、事前承認港湾施設の承認申請を行うことはできますか。

【答】

手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者であっても事前承認港湾施設に係る承認申請を行うことができます。

ただし、事前承認港湾施設内に設置する臨時販売場については、その事業者が経営する他の輸出物品販売場が一般型輸出物品販売場であるか手続委託型輸出物品販売場であるかどうかにかかわらず、一般型輸出物品販売場となります（消令 18 の 4 ⑥）。

したがって、その臨時販売場において、その事業者自らが免税販売手続を行う必要があります。

(臨時販売場の届出)

問 81 臨時販売場の届出手続について教えてください。

【答】

事前承認港湾施設内に臨時販売場を設置しようとする事業者は、その臨時販売場を設置する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に届出を行う必要があります（消法 8 ⑧、消規則 10 の 6 ①）。

具体的には、「事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書」に次の書類を添付して届出を行うこととなります（消規則 10 の 6 ②）。

《事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書の添付書類》

- ① 港湾施設内に臨時販売場を設置する場所の付近の見取図
- ② 事前承認港湾施設の管理者その他の臨時販売場の設置を許可する権限を有する者から臨時販売場の設置を許可された旨を証する書類
  - ・ 港湾施設使用許可書、出店許可書の写しなど
- ③ その他参考となる書類

※ 臨時販売場を設置しようとする事業者は、臨時販売場を設置する港湾施設について、事前に納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要があります。

(臨時販売場の変更届出)

問 82 既に届出を行った臨時販売場の設置場所又は設置期間が変更となった場合、再度、届出を行う必要がありますか。

【答】

事前承認港湾施設内に臨時販売場を設置することについて、納税地の所轄税務署長に届出を行った後、その届出を行った臨時販売場の設置場所や設置期間が変更となった場合、遅滞なく、納税地の所轄税務署長にその変更した事項について届出を行う必要があります(消令 18 の 4 ⑤、消規則 10 の 6 ③)。

具体的には、「事前承認港湾施設に係る臨時販売場変更届出書」により届出を行うこととなります。

【観光庁・地方運輸局、経済産業省・地方経済産業局の連絡先】

	観光庁・地方運輸局	経済産業省・地方経済産業局
本省	観光庁 観光戦略課 TEL. 03-5253-8322	商務・サービスグループ 消費・流通政策課 TEL. 03-3501-1708 中小企業庁経営支援部 商業課 TEL. 03-3501-1929
北海道	北海道運輸局 観光企画課 TEL. 011-290-2700	北海道経済産業局 流通産業課 TEL. 011-738-3231
東北	東北運輸局 観光地域振興課 TEL. 022-380-1001	東北経済産業局 商業・流通サービス産業課 TEL. 022-221-4914
関東	関東運輸局 観光企画課 TEL. 045-211-1255	関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 TEL. 048-600-0286
中部	中部運輸局 観光企画課 TEL. 052-952-8045	中部経済産業局 流通・サービス産業課 TEL. 052-951-0597
北陸	北陸信越運輸局 観光企画課 TEL. 025-285-9181	
近畿	近畿運輸局 国際観光課 TEL. 06-6949-6796	近畿経済産業局 流通・サービス産業課 TEL. 06-6966-6025
中国	中国運輸局 観光地域振興課 TEL. 082-228-8703	中国経済産業局 流通・サービス産業課 TEL. 082-224-5655
四国	四国運輸局 観光企画課 TEL. 087-802-6735	四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課 TEL. 087-811-8524
九州	九州運輸局 観光企画課 TEL. 092-472-2330	九州経済産業局 流通・サービス産業課 TEL. 092-482-5511
沖縄	沖縄総合事務局 運輸部企画室 TEL. 098-866-1812	沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 TEL. 098-866-1731

【国土交通省地方整備局等の連絡先】

国土交通省 港湾局 産業港湾課 TEL. 03-5253-8672	
北海道開発局 港湾計画課 TEL. 011-709-2137	近畿地方整備局 港湾計画課 TEL. 078-391-8361
東北地方整備局 クルーズ振興・港湾物流企画室 TEL. 022-716-0005	中国地方整備局 クルーズ振興・港湾物流企画室 TEL. 082-511-3928
関東地方整備局 クルーズ振興・港湾物流企画室 TEL. 045-211-7437	四国地方整備局 クルーズ振興・港湾物流企画室 TEL. 087-811-8360
北陸地方整備局 広域港湾管理官 TEL. 025-370-6706	九州地方整備局 クルーズ振興・港湾物流企画室 TEL. 092-418-3379
中部地方整備局 クルーズ振興・港湾物流企画室 TEL. 052-209-6330	沖縄総合事務局 港湾計画課 TEL. 098-866-1906